

令和 2 年 度 版
(2020 年度版)

事 業 概 要

名古屋市児童福祉センター

目 次

第1	児童福祉センターの概要	1
1	基本理念	2
2	沿革	3
3	機構及び事務分掌	6
4	施設の規模	8
5	事業内容一覧	9
6	区域及び施設配置図	11
第2	各部門の事業実績	12
1	児童相談所	13
(1)	業務の概要	13
ア	相談の種別と内容	13
イ	相談援助活動の流れ	14
ウ	援助の種類と内容	15
(2)	事業実績	16
2	中央療育センター	17
I	療育相談部門	17
(1)	相談	17
ア	新規来所相談	17
イ	相談支援業務等	20
ウ	訪問相談援助	21
エ	判定書の発行	21
(2)	療育	22
ア	療育グループ	22
イ	個別療育・心理面接	23
(3)	愛護手帳判定	24
(4)	その他	24
ア	他機関との連携	24
イ	講座の開催	25
II	診療部門	27
(1)	心療科	27
(2)	整形外科	29
(3)	耳鼻いんこう科	30
(4)	歯科	32
(5)	眼科	33
(6)	訓練	34
ア	理学療法	34
イ	作業療法	37
ウ	言語聴覚療法	39
(7)	検査	41

Ⅲ 通園部門	43
(1) みどり学園	43
ア 園児の概況	43
イ 療育の状況	45
ウ 保護者との連携・支援	46
エ 卒・退園児およびその保護者への支援	48
(2) わかくさ学園	49
ア 園児について	49
イ 療育について	51
ウ その他	54
(3) すぎのこ学園	55
ア 難聴	55
イ 言語	61
3 くすのき学園（児童心理治療施設）	62
(1) 在園児の概況	62
(2) 入園児	64
(3) 退園児	64
(4) 心理治療	64
(5) 生活指導	66
(6) 学校教育	69
(7) その他の事業	72
4 発達障害者支援センター（りんくす名古屋）	74
(1) 相談業務	74
(2) 人材育成・普及啓発	76
(3) 情報発信	78
(4) 関係機関等との連携	78
(5) 主な事業実施状況	79

第1

児童福祉センターの概要

基 本 理 念
沿 革
機 構 及 び 事 務 分 掌
施 設 の 規 模
事 業 内 容 一 覧
区 域 及 び 施 設 配 置 図

1 基本理念

名古屋市児童福祉センター基本理念

名古屋市児童福祉センターは、「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」等の趣旨を実現するとともに市民の皆さんの信頼に誠実に応えるため、次の通り基本理念を定めます。

- すべての児童をかけがえのない存在として尊重し、児童の最善の利益を最優先します。
- 児童の人権を擁護し、自己実現を援助します。その職務を遂行する過程で知りえたプライバシーを保護します。
- 専門的知識や技術の研鑽に常に励み、最良のサービスを提供します。
- 医療、保健、教育その他児童福祉に関連する機関等と積極的に連携し、協働します。

平成15年6月

2

沿革

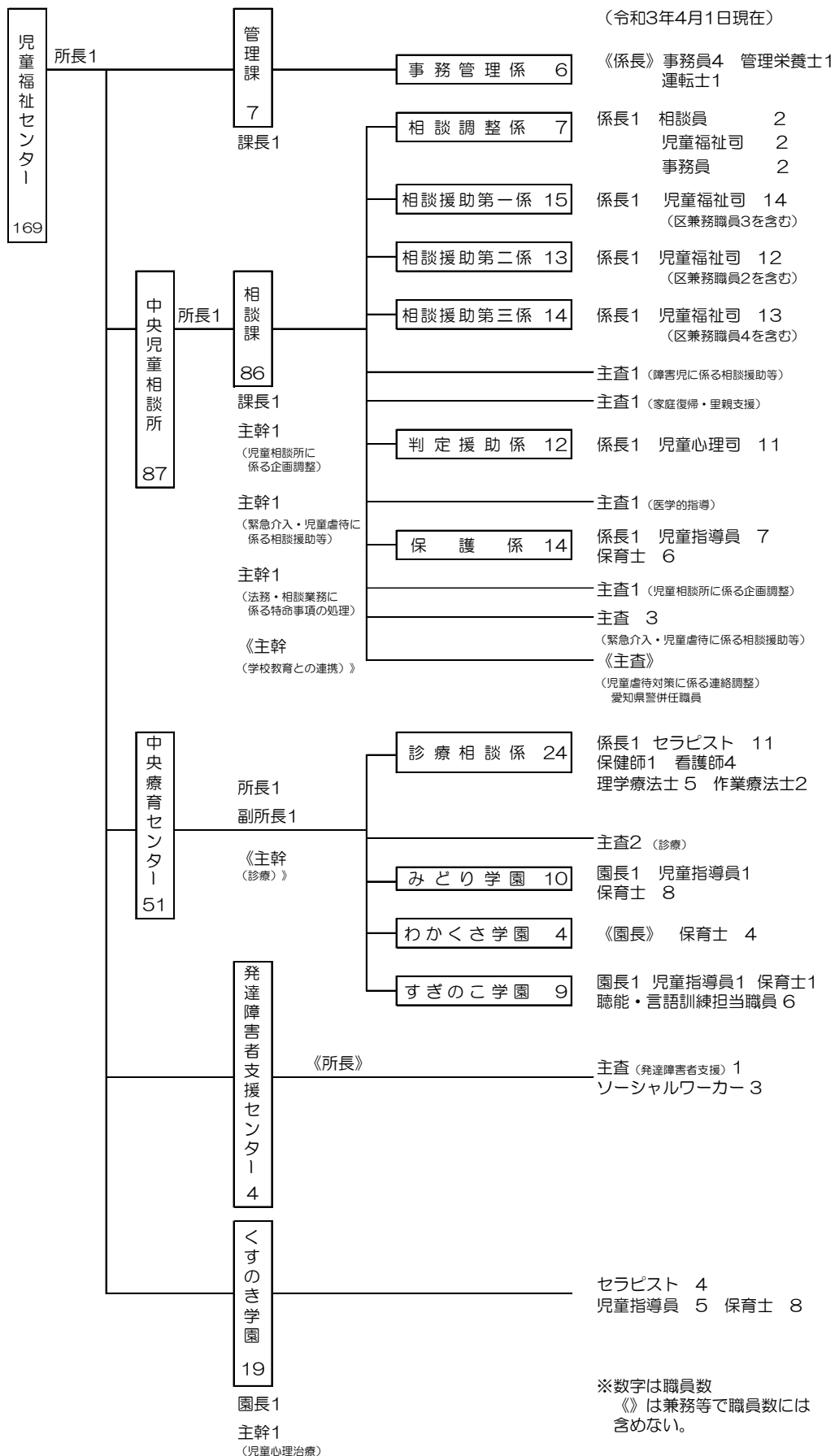
- 昭和31年 6月 地方自治法の一部改正（大都市に関する特例の追加）により児童福祉に関する事務等が愛知県から名古屋市に移譲される。
- 昭和31年 11月 名古屋市立保育短期大学（昭和区白金町）内に、「名古屋市児童相談所」を設置（1日）
所長[部長級]以下4係（庶務係、相談係、診断指導係、保護係）体制
- 昭和32年 12月 新庁舎（昭和区下構町）に移転（一時保護所を中区王子町から移転）
- 昭和38年 4月 民生局で児童福祉に関する総合対策を実施
- 昭和38年 8月 次長を置く
- 昭和41年 4月 児童福祉の総合対策に関する調査費計上
- 昭和41年 9月 名古屋市児童福祉審議会に「児童福祉センターの在り方」を諮問
- 昭和42年 4月 「措置係」を新設
- 昭和42年 7月 名古屋大学教育学部大西誠一郎教授研究室に「児童福祉センターの在り方」に関する調査委託
- 昭和42年 9月 調査委託報告書提出
- 昭和42年 12月 名古屋市児童福祉審議会が「児童福祉センターの在り方」を答申
- 昭和43年 4月 児童福祉センターの内容、建設用地等を具体的に検討
- 昭和44年 1月 国立八事療養所跡地（国有地）を用地として内定
- 昭和44年 2月 民生局内にプロジェクトチームを作り、センター構想の具体案作成
- 昭和44年 6月 建設規模運営等に関する具体的事項確定（プロジェクトチーム解散）
- 昭和44年 7月 補正予算で建設費計上、国有地払下げ設計等を進める
- 昭和45年 4月 児童福祉センター第1期工事着工（昭和区川名山町 国立八事療養所跡地）
- 昭和46年 2月 開設準備事務開始
- 昭和46年 3月 第1期工事完了（児童相談所本館、付設一時保護所、中央児童館及び付設遊園地完成）
- 昭和46年 5月 「名古屋市児童福祉センター」開所（1日）
児童相談所は、児童福祉センターの組織内に入る
新設の「健全育成係」が、中央児童館の業務を担当
年度内に第2期工事（肢体不自由児通園施設、昭和児童交通遊園）完了
- 昭和47年 5月 わかくさ学園（肢体不自由児通園施設）開所（4日）
中央児童館付設遊園地に昭和児童交通遊園開所（4日）
心身障害児（者）家庭奉仕員（ホームヘルパー）配置
年度内に第3期工事（情緒障害児短期治療施設、精神薄弱児通園施設）完了
- 昭和48年 5月 児童福祉センター完工式（26日）
- 昭和48年 6月 くすのき学園（情緒障害児短期治療施設）開所（1日）
くすのき学園に「治療係」、「生活指導係」の2係設置
市立滝川小学校分教場併設
- 昭和48年 8月 所長以下3課2学園11係に機構改革（24日）
「管理課」（新設）－庶務係、「管理係」（新設）、健全育成係
「相談課」（新設）－相談係、措置係、診断指導係、保護係、「心身障害係」（新設）
「医務課」（新設）－「医務係」（新設）
くすのき学園－治療係、生活指導係
「わかくさ学園」－療育係から改称
次長制廃止

昭和49年	4月	「みどり学園」（精神薄弱児通園施設、昭和区下構町に既存）がセンター内に移転（8日） 所長以下3課3学園11係
昭和49年	6月	センター内に、心身障害児対策協議会が発足、療育事業の在り方を検討
昭和50年	1月	在宅心身障害児の療育事業（拠点療育）開始 最初の拠点を瑞穂児童館とし、心身障害係、医務係から要員派遣
昭和51年	4月	くすのき学園の児童定員を入所部35名、通園部15名に変更
昭和52年	4月	療育グループの体系化を図る
昭和55年	4月	医務課を「療育室」と改称、「療育係」新設 療育事業の整備充実を図る
昭和57年	10月	難聴幼児通園施設の設置及び心身障害児の診断、検査、訓練のための療育棟建設に着工
昭和58年	3月	療育棟完成
昭和58年	5月	障害児療育の一元化を図るため機構改革により療育室再編 「障害児総合通園センター」発足 療育室 …「相談指導係」（心身障害係を改称）、療育係、医務係、みどり学園、 わかさ学園、「すぎのこ学園」（新設） すぎのこ学園（難聴幼児通園施設）開所（11日）
昭和59年	4月	くすのき学園中学生措置児童受入れ開始 年度内に市立川名中学校分教場併設
昭和60年	9月	相談課相談係にて在宅指導班設置（26日）
昭和63年	5月	児童遊園地内に財団法人日本宝くじ協会寄贈遊具による「わいわい広場」完成
平成 2年	3月	くすのき学園プレイルーム・談話室新築
平成 3年	6月	くすのき学園中学校棟・中央児童館ボランティアルーム完成
平成 4年	4月	ひきこもり・不登校児童対策事業開始
平成 9年	4月	児童福祉専門員配置 5月 児童虐待電話相談事業開始
平成10年	4月	相談課の機構改革（1日） 措置係、相談係、診断指導係の事務分掌を見直し、相談係、 指導係、判定指導係に再編
平成11年	4月	みどり学園 精神薄弱児通園施設→知的障害児通園施設
平成12年	4月	障害児等ホームヘルプサービス事業を各区に移管 児童虐待対応協力員配置
平成13年	1月	のびのび子育てサポート事業開始 のびのび子育てサポート事業従事嘱託員（1名）配置
平成13年	4月	相談課に「主査」を配置 8月 中央児童館内になごや子育て情報プラザを設置
平成14年	4月	相談課に児童虐待防止班を設置 児童相談協力員（2名）配置
平成16年	4月	児童虐待対応協力員1名→2名配置 里親支援員（1名）配置 子育て支援コーディネーター2名配置
平成17年	3月	一時保護所を敷地内移転改築 4月 相談課に主幹（児童虐待対策）配置
平成18年	4月	療育室相談指導係内に「発達障害者支援センター」の機能を設置
平成19年	4月	診療所機能の充実のため、療育室医務係から総合診療室医務係に再編 療育室相談指導係から、発達障害者支援室を新設 9月 「なごや子育て情報プラザ」が中区矢場町ナディアパーク内に移転し、 「子ども・子育て支援センター758キッズステーション」として新たにオープン
平成20年	4月	里親委託推進員（1名）配置
平成22年	3月	中央児童館閉館に伴い「管理課」健全育成係廃止（31日） 4月 「くすのき学園」治療係及び生活指導係廃止、副園長を配置 5月の移転に伴い、「情緒障害児学級」が市立滝川小学校から市立川原小学校に移管

平成22年	5月	新庁舎（昭和区折戸町）に移転（6日）。同時に中川区小城町に「西部児童相談所」を新設。同日、機構改革。 「管理課」庶務係及び管理係廃止→「管理課」事務管理係 「総合診療室」廃止 「相談課」相談係→相談調整係 指導係→相談援助第1係、相談援助第2係、相談援助第3係 判定指導係→判定援助係 「療育室」→「中央療育センター」 「療育室」相談指導係廃止 療育係→療育相談係 「診療係」を新設し、「主幹（診療）」を配置
平成23年	4月	相談課に主査（児童虐待対策に係る連絡調整）配置（愛知県警察官併任）
平成24年	4月	中央児童相談所長を専任化し、児童福祉センター所長の兼務を解く 虐待緊急介入班として主幹1名、主査1名、主事1名、嘱託職員2名を配置 わかさ学園 肢体不自由児通園施設→医療型児童発達支援センター みどり学園 知的障害児通園施設→福祉型児童発達支援センター すぎのこ学園 難聴幼児通園施設→福祉型児童発達支援センター
平成25年	4月	くすのき学園「情緒障害児学級」が、市立川原小学校分校、市立川名中学校分校となる 中央児童相談所から区に兼務職員（北区・緑区・名東区に各1名）を配置 家庭復帰支援員（2名）、児童相談対応協力員（3名）配置
平成26年	4月	相談課に「主査（医学的指導）」を配置 中央児童相談所から区に兼務職員（守山区・天白区に各1名）を配置
平成27年	4月	相談課虐待緊急介入班の「主幹」に弁護士（特定任期付職員）を配置 相談課に「主査（家庭復帰・里親支援）」を配置 中央児童相談所から区に兼務職員（中区に1名）を配置 「中央療育センター」療育相談係及び診療係廃止→診療相談係 中央療育センターに「主査（診療）」を配置
平成28年	4月	相談課相談援助係に第4係を増設 中央児童相談所から区に兼務職員（千種区・東区・瑞穂区に各1名）を配置
平成29年	4月	相談課に児童相談所に係る企画調整担当として主幹1名、主査1名、主事2名を配置 中央児童相談所から区に兼務職員（昭和区に1名）を配置 くすのき学園 情緒障害児短期治療施設→児童心理治療施設
平成30年	4月	中央児童相談所から区支所に兼務職員（北区楠支所、緑区徳重支所に各1名）を配置 中央療育センターに「主査（作業療法指導）」を配置
	5月	緑区鳴海町に「東部児童相談所」を新設、相談課相談援助第4係を廃止
平成31年	4月	中央児童相談所から区支所に兼務職員（守山区志段味支所に1名）を配置 「発達障害者支援室」廃止→「発達障害者支援センター」 中央療育センター「主査（作業療法指導）」廃止
令和2年	4月	中央療育センターに「主査（診療）」を1名増員 くすのき学園 副園長を廃止

3

機構及び事務分掌



【事務管理係】

- ① センターの庶務及び経理（相談課相談調整係の主管に属するものを除く）
- ② センターの事務に係る調査、統計及び企画（相談課相談調整係の主管に属するものを除く）
- ③ 診療報酬の請求手続
- ④ 施設及び敷地の管理
- ⑤ 入所者の給食
- ⑥ 所長の指定する診療に係る支援及び指導
- ⑦ 中央児童相談所、中央療育センター、発達障害者支援センター及び他学園の主管に属しないこと

【主幹、主査（診療支援）】

- ① 所長の指定する診療に係る支援及び指導

【相談調整係】

- ① 中央児童相談所の庶務及び経理
- ② 中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
- ③ 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画
- ④ 児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施
- ⑤ 児童の相談・通告・送致等の受付
- ⑥ 相談業務に係る関係機関との連絡
- ⑦ 同居児童の届出の受理
- ⑧ 児童記録票及び関係書類の整理保管
- ⑨ 他係の主管に属しないこと

【相談援助一係・二係・三係】

- ① 係所管区域（所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう）内の児童及び家族の調査及び指導（判定援助係の主管に属するものを除く）
- ② 児童福祉施設への入所その他児童の措置（判定援助係の主管に属するものを除く）
- ③ 措置等に係る関係機関との連携（判定援助係の主管に属するものを除く）
- ④ 一時保護の決定（判定援助係の主管に属するものを除く）
- ⑤ 里親
- ⑥ 児童の家庭療育の普及
- ⑦ 児童の相談業務に係る関係機関との連絡

【主査（障害児に係る相談援助等）】

- ① 障害児の一時保護、措置等に係る連絡調整
- ② 中央児童相談所長の指定する障害児の相談業務

【主査（家庭復帰・里親支援）】

- ① 施設入所等児童の家庭生活への復帰
- ② 中央児童相談所長の指定する里親に対する支援

【判定援助係】

- ① 児童の心理学的判定（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く）
- ② 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く）
- ③ 児童及び家族の調査及び指導
- ④ 児童福祉施設への入所その他児童の措置
- ⑤ 措置等に係る関係機関との連携
- ⑥ 一時保護の決定

【主査（医学的指導）】

- ① 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等

【保護係】

- ① 児童の一時保護
- ② 一時保護児童の生活観察及び生活指導
- ③ 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

【主幹、主査（児童相談所に係る企画調整）】

- ① 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画

【主幹（学校教育との連携）】

- ① 児童相談所に係る学校教育との連携

【主幹、主査

（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）】

- ① 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
- ② 児童虐待の防止及び対策
- ③ 中央児童相談所長の指定する相談業務

【主査（児童虐待対策に係る連絡調整）】

- ① 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整
- ② 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助

【主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）】

- ① 相談業務に係る法務
- ② 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

【診療相談係】

- ① 児童に関する療育相談、看護及び指導
- ② 児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な検査及び判定
- ③ 児童に対する療育に関する医療の提供
- ④ 児童に関する療育訓練
- ⑤ 愛護手帳の交付に係る判定

【主幹、主査（診療）】

- ① 中央療育センターの診療
- ② 所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【みどり学園】

- ① 主として知的障害のある児童の療育指導

【わかさ学園】

- ① 主として肢体不自由のある児童の療育指導

【すぎのこ学園】

- ① 主として難聴児の療育指導

【発達障害者支援センター】

- ① 発達障害者の相談及び支援
- ② 発達障害者の支援に係る研修及び講習
- ③ 発達障害者の理解・支援に係る情報提供及び普及啓発
- ④ 発達障害者の支援に係る関係機関との連携

【主査（発達障害者支援）】

- ① 発達障害者の相談及び支援
- ② 発達障害者の支援に係る研修及び講習
- ③ 発達障害者の理解・支援に係る情報提供及び普及啓発
- ④ 発達障害者の支援に係る関係機関との連携

【くすのき学園】

- ① 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の治療及び家族の指導
- ② 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の生活指導

【主幹（児童心理治療）】

- ① くすのき学園長の指定する児童に係る医学的治療及び指導

4

施設の規模

区 分	児 童 福 祉 セ ン タ ー		児 童 定 員	
	面 積	内 訳		
中 央 児 童 相 談 所	m ² 1,989.01	相談・管理	m ² 1,989.01	人 —
	1,060.05	一時保護施設	817.36	25
		厨 房	242.69	—
		園 庭	(656.70)	—
中 央 療 育 セ ン タ ー	3,506.94	3通園	1,354.51	—
		{ みどり学園 わかさ学園 すぎのこ学園		30
				40
				30
		診 療 所	1,671.77	—
	療 育 指 導 部	480.66	—	
くすのき学園 〔 児 童 心 理 〕 〔 治 療 施 設 〕	3,158.67	治療・生活指導	1,879.97	50
		小 学 校	513.77	—
		中 学 校	531.80	—
		室内運動場	233.13	—
発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー	211.48			—
延床面積小計	9,926.15			—
その他の施設	169.11	附属棟	169.11	—
延床面積合計	10,095.26			—
敷地面積合計	11,828.83			—

附属棟内訳

駐車場屋根
 駐輪場屋根
 ポンプ室
 廃棄物置場
 屋外倉庫
 運転士詰所

5

事業内容一覧

児童福祉センター		各事業部門		管理部門
		設立の趣旨及び目的	運営等	
中央児童相談所	相談調整係、相談援助係	児童福祉法第12条により設置された児童相談所の業務を行っている。管轄区域は名古屋市中東部（千種、東、北、中、昭和、守山、名東）の7区で、児童（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じ、当該児童及びその家族について必要な調査及び判定（医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定）並びに必要な指導を行う。 （事業開始 昭和31年11月）	児童福祉法上児童相談所長のとるべき職務及び市長からの委任事務（施設入所措置等）を処理している。 児童福祉司を相談援助係に配置し、子どものあらゆる相談に応じている。	管理課（事務管理係） 人事・経理事務、施設管理及び給食調理
	（一時保護係）	児童福祉法第12条の4により設置。子どもに必要な一時保護を行うとともに、その生活観察を行う。 児童定数 25	子どもの一時保護に際しては 1 情緒の安定と健康な身体の維持・増進 2 社会性の養成 3 子どもの発達段階に応じた生活指導を基本指導理念として、保護・観察・指導を行っている。 夜間は、指導員 1、保育士 1、会計年度任用職員 1による夜勤体制をとっている。	
中央療育センター	診療相談係	障害児の早期発見と早期療育の中核的機能を果たすことを目的としている。障害の相談、指導、診断、検査及び判定を行い、その障害に応じた適切な治療を行う。 障害児の療育を円滑かつ総合的に実施するために障害児関係施設、保健センター、病院等関係機関との密接な連携を図っている。 愛護手帳判定機関として判定業務を行っている。 （事業開始 昭和58年5月）	●障害児相談、診断、検査、判定 障害児に関するあらゆる療育相談に応じ、医師、聴能言語訓練担当職員、セラピスト等を配置し、総合的専門的な診断、検査、判定体制をとっている。 ●グループ療育 障害の状態等に応じ、「早期」「相談」「就学前」「平行」の区分でグループ療育を実施している。 ●個別療育 それぞれの障害に応じ、各専門職による療育指導を行っている。 ●専門職の派遣 障害児関係施設・機関へスタッフを派遣し、療育援助及び連携の強化を図っている。	
	みどり学園（福祉型児童発達支援センター）	知的障害の子ども（おおむね満2歳以上、就学前）の通所療育施設。基本的生活能力、集団への適応性の向上を目指す。 全市16区のうち、中区、昭和区及び天白区の児童が対象である。 児童定数 30 （事業開始 昭和32年9月）	指導員・保育士が子どもの年齢別クラスを担当し、療育を行っている。 ●指導目標 1 自分のことは自分でできる子ども 2 明るく元気な子ども 3 友達と仲良くあそべる子ども ●指導方針 食事、排泄、着脱、手洗い、歯磨き等基本的な日常生活習慣を身につけるとともに音楽・体育・自由あそび・造形・歩行訓練・機能訓練等を通じて (1) 持てる力を十分に発揮させる。 (2) 自己中心ではなく、他児と調和させる。 (3) 体力をつける。 を指導方針に療育を行っている。 また、保護者に対しても母親指導、母親研修、母親参観、父親研修、父親参観等を行い、卒園児のアフターケアにも努めている。	

児童福祉センター		各事業部門		管理部門
		設立の趣旨及び目的	運 営 等	
中央療育センター	わかさ学園 (医療型児童発達支援センター)	運動発達に遅れがある、日常的に医療的ケアが必要となる児童が保護者と通う児童発達支援センター。一人ひとりの障害や特性、発達に応じた支援を児童と保護者に行い、保護者と一緒に登園し他の園児や職員と安心して過ごす経験を通じ、表現力や豊かな心、社会性を育む。 全市域対象 児童定数 40 (事業開始 昭和47年5月)	医師、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士が一体となって、個々の子どもの障害や症状に応じた訓練(理学療法・作業療法)や様々な療育(プール療育、スヌーズレン、音楽療法等)や行事を行っている。また、保護者との個人懇談や進路ガイダンス、各種学習会等を行っている。	管理課(事務管理係) 人事・経理等事務、施設管理及び給食調理
	すざのこ学園 (福祉型児童発達支援センター)	聞こえに障害のある子どもたちのコミュニケーションやことばの力を育てることを目的として、保護者と通ってもらう施設。補聴器を適合して残存聴力を活用したり、聴力の適切な管理を行うことや集団の中でやりとりする楽しさを体験することで、社会参加意欲を高めるとともに、やりとりの力をつけ、ことばを習得する手助けを行う。 また、保護者にも訓練・療育の場や勉強会に参加していただくことで難聴に対する知識を深めてもらう。 児童定数 30 (事業開始 昭和58年5月)	親子の通園施設として、言語聴覚士、児童指導員、保育士が一体となって、聞こえに障害のある子どもたちの訓練・療育を行うとともに、中央療育センターとして、聴覚・言語障害児のためのことばの相談、保険診療による聴力検査、言語検査、外来訓練を行っている。 また、保護者に子どもへの接し方、聴覚やことばの発達、補聴器のしくみなど必要な知識や家庭での訓練方法を指導している。	
くすのき学園(児童心理治療施設)		心理的問題を抱え、日常生活の多岐に渡り支障をきたしている子どもたちに対して心理治療、生活指導及び学校教育を総合的に行う治療施設。 全市域対象で、小・中学生が入所または通所している。 生活棟で起居する入所部(定数35)、家庭や施設等から通う通所部(定数15)、必要に応じて心理治療等を行う外来(定数の定めはない)とがある。 (事業開始 昭和48年6月)	【心理治療】はセラピストが担当し、「個人心理療法」的な治療技法を中心として、遊戯療法、カウンセリング等を行う。児童への心理治療と併行して家族へのガイダンス、カウンセリング等もなされる。また地域、学校との連携、環境調整のためのケースワークを必要に応じて行う。 【生活指導】は児童指導員及び保育士が担当する。寮の日常生活、レクリエーション、グループワーク等を介して社会性を伸ばすとともに、担当職員との個別のかかわりを通して情緒の安定と成長を援助する。 【学校教育】は、地域の小・中学校の分校で行う。児童ひとりひとりの学習意欲や学力に応じつつ、その力を引き出していく学習活動を行う。	
発達障害者支援センター		平成17年に施行された発達障害者支援法に基づいて設立。子どもから大人までの発達障害者の支援を行い、医療、教育、労働、福祉等の関係機関とネットワークを作る。 (事業開始 平成18年4月)	●相談業務 発達障害者本人や家族、関係者等の相談を受け、必要に応じて関係機関につないでいる。 ●人材育成 支援者を養成するための研修や講師派遣を行っている。 ●普及啓発・情報発信 発達障害者について理解を深めるために市民向け講演会等を開催したり、ガイドブック等を作成している。	

6

区域及び施設配置図



- 中央児童相談所
- 西部児童相談所
- 東部児童相談所

第2

各部門の事業実績

児 童 相 談 所
中 央 療 育 セ ン タ ー
く す の き 学 園
発達障害者支援センター

1

児童相談所

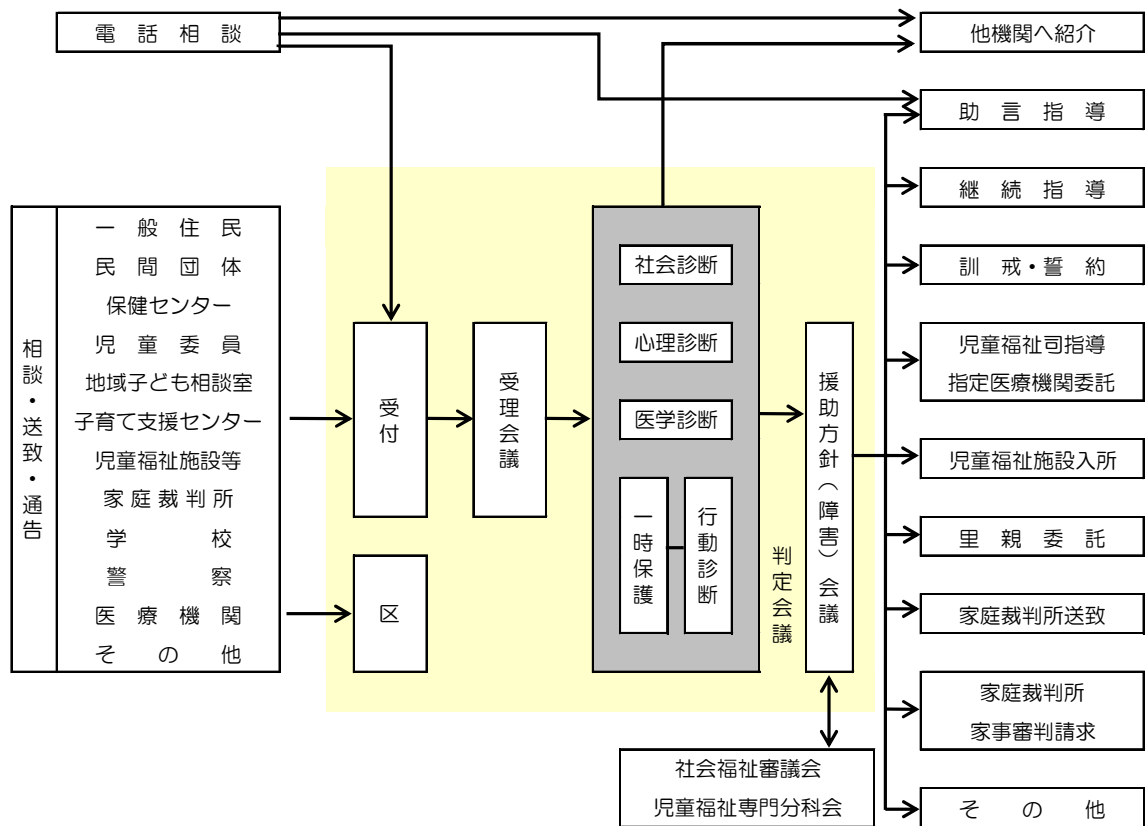
(1) 業務の概要

ア 相談の種別と内容

児童相談所（中央児童相談所・西部児童相談所・東部児童相談所）は、区との役割分担のもとで、区に対して児童家庭相談の適切な支援を行うとともに家庭その他からの相談や通告に対し、幅広い専門機関や職種との連携、司法関与の仕組みを有効に活用することにより、援助活動を迅速かつ的確に展開している。

養 護 相 談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児ぜんそく、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談
	重 症 心 身 障 害	重症心身障害児（者）に関する相談
	知 的 障 害	知的障害児に関する相談
	自 閉 症 等	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所からの送致のあった子どもに関する相談。受付時に通告はないが、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談
育 成 相 談	性 格 行 動	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校	学校及び幼稚園及び保育園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行、精神疾患及び養護問題が主である場合を除く。）
	適 性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談

イ 相談援助活動の流れ



ウ 援助の種類と内容

援助は、在宅指導等、児童福祉施設入所措置等とその他に分けられ、原則として援助方針(障害)会議により決定される。

在	措置によらない指導	助言指導	1回または数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的なソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、子どもや保護者等の意向を確認のうえ当該機関をあっせんすることをいう。
宅	措置による指導等	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する場合に、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは、必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行うことをいう。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家庭間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースの指導を委託する。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースの指導を委託する。
		知的障害者福祉司 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
		障害児相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		訓戒、誓約措置	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止できる見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。
		里親	家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。
小規模住居型児童養育事業を行う者への委託 (ファミリーホーム)		家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細やかな養育を行い、子ども間の相互作用を生かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行う。	
児童福祉施設入所措置 指定医療機関委託		家庭での子どもの養育が困難な場合、または専門的な治療、指導等が必要な場合に、子どもの状態に応じて適切な施設を紹介し、入所させる。	
児童自立生活援助の実施 (自立援助ホーム)		義務教育を終了したもののいまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども等（小規模住居型児童養育事業、里親、児童養護施設、児童心理治療施設（※）、児童自立支援施設に措置された子ども等でその措置を解除されたものその他について、都道府県知事等がその子ども等の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの）について、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。 ※児童福祉法の改正により、平成29年度に情緒障害児短期治療施設から名称変更	
福祉事務所送致等		子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合や、助産・母子保護・保育の実施が必要である場合、15歳以上の子どもについて身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合において、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知する。	
家庭裁判所送致		触法少年及びぐ犯少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（児童福祉法第27条第1項第4号）。児童自立支援施設入所中等の子ども等の行動自由の制限を行うまことにやむをえない事情があると認められる場合（児童福祉法第27条の3）に行う。	
家庭裁判所家事審判請求		児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（児童福祉法第28条）や親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。	

(2) 事業実績

これまで、児童福祉センターの事業概要に掲載していた中央児童相談所・西部児童相談所の事業実績については、平成 30 年度版から「名古屋市児童相談所事業概要」として事業概要を作成することとなったため、割愛する。

2 中央療育センター

I 療育相談部門

中央療育センターにおける相談の入口が、療育相談部門である。主に電話で相談受付をし、相談内容に応じて診察を行い、会議を経て方針を決定している。方針の内容は、診療科での経過観察や治療の他、療育グループや療育相談部門での相談継続等、相談状況により決定している。

就学前児童は、中・昭和・瑞穂・熱田・天白の5区を、学齢児新規相談は全区を担当している。

その他、療育相談部門では、相談支援業務、愛護手帳判定業務、関連機関との連携、福祉サービス等に関わる情報提供や調整も行っている。

(1) 相談

ア 新規来所相談

令和2年度の中央療育センターにおける新規来所相談の延べ人数は760人であった。初診待ちは2ヶ月から4ヶ月を超える時もあり、待機期間短縮の対応ができていないのが現状である。

令和2年度新規来所相談のうち、心療科初診（注1）691人、整形外科初診（注2）32人、耳鼻いんこう科初診（注3）30人、その他（注4）7人であった。

注1：小児科及び精神科。医師やセラピストが、発達検査や各種心理検査、行動観察を同時に行う。

注2：整形外科医師や小児科医師が、主に運動発達の遅れが主訴である未歩行児を対象として診察を行っている。

注3：医師や言語聴覚士が、聴力や発音の遅れのみで、他の発達についての心配が少ない児童を対象として、聴力検査や構音検査を実施している。

注4：出張判定等による愛護手帳新規取得判定の相談

これらの相談の主訴（症状）を年齢別に表したものが表1-1である。

小学校就学前の幼児期はことば遅れを心配した相談が多い。3歳以降は多動やマイペース等の発達障害を疑っての相談も多くなっている。

学齢以降の相談では、愛護手帳を希望しての相談が多くなるために、精神発達の遅れが多く、次いで行動面での心配となる。どの年齢層も、従来の「遅れ」の心配だけではなく、行動面での「偏り」を心配しての相談が増えている傾向にある。

表1－1 主訴（症状）別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 以上	計	構成割合
運 動 発 達	13	15	2	2	0	1	1	1	35	4.6 %
言 語 発 達	0	5	99	54	19	16	3	41	237	31.2 %
精 神 発 達	0	6	1	2	6	0	2	235	252	33.2 %
全 体 発 達	2	1	1	3	1	1	0	0	9	1.2 %
聴 覚	5	3	1	1	3	2	1	3	19	2.5 %
視 覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
性 格 行 動	0	4	16	41	32	34	4	77	208	27.4 %
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
計	20	34	120	103	61	54	11	357	760	100.0 %

また、紹介経路を年齢別に表したのが表1－2である。0歳は医療機関からの紹介がほとんどであるが、2歳・3歳では1歳6ヶ月・3歳児健診や乳幼児発達相談等をきっかけとする保健センターからの紹介が多くなり、就園年齢になると保育園からの紹介も増加する。学齢期になると学校から紹介を受けるケースが多くなる。

表1－2 来所経路別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 以上	計	構成割合
社会福祉事務所	0	0	0	0	2	1	1	15	19	2.5 %
保 健 セ ン タ ー	1	6	74	63	20	17	2	8	191	25.1 %
医 療 機 関	16	19	15	13	10	10	1	56	140	18.4 %
児 童 福 祉 施 設	1	5	9	5	1	3	1	40	65	8.6 %
保 育 所	0	1	3	10	14	9	1	3	41	5.4 %
幼 稚 園	0	0	0	3	9	7	1	1	21	2.8 %
学 校	0	0	0	0	0	1	1	149	151	19.9 %
近 隣 知 人	0	0	4	3	1	1	1	20	30	3.9 %
そ の 他	2	3	8	4	4	5	1	34	61	8.0 %
家 族 ・ 親 族	0	0	7	2	0	0	1	31	41	5.4 %
計	20	34	120	103	61	54	11	357	760	100.0 %

来所者を年齢別に障害種別・処遇方針別・住所区別に集計したものが、表１－３から表１－５である。担当区域以外の就学前児童の相談がわずかにあるが、これらは主に入院先の医療機関や自宅への愛護手帳に関わる出張判定によるものである。

表１－３ 障害種別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳以上	計	構成割合
知的障害	3	7	12	15	7	4	3	112	163	21.4 %
知的障害＋肢体不自由	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0.3 %
自閉症＋知的障害	0	3	38	21	6	1	1	34	104	13.7 %
自閉症	1	3	25	23	10	15	2	59	138	18.2 %
肢体不自由	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0.3 %
肢体不自由＋知的障害	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0.3 %
重症心身障害	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0.3 %
言語発達障害等	0	3	34	31	25	22	2	57	174	22.9 %
聴覚障害	5	3	1	1	3	2	1	2	18	2.4 %
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
その他	10	12	9	11	10	10	2	91	155	20.4 %
計	20	34	120	103	61	54	11	357	760	100.0 %

注：知的障害と肢体不自由が合併している場合は、主たるものから順に記載している

表１－４ 処遇方針別・年齢別状況

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳以上	計	構成割合
助言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
経過観察	20	34	119	102	61	53	11	354	754	70.7 %
ケースワーカー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 %
療育グループ	8	8	59	23	10	6	0	0	114	10.6 %
PT 外来訓練	10	12	1	0	0	0	0	0	23	2.2 %
OT 外来訓練	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.1 %
AT 外来訓練	4	1	1	1	2	0	1	2	12	1.1 %
ST 外来訓練	0	0	0	0	0	1	1	6	8	0.8 %
通園施設	0	0	2	2	0	0	0	0	4	0.4 %
いこいの家紹介	1	2	8	1	1	0	0	0	13	1.2 %
その他の機関紹介	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.1 %
その他	0	2	41	39	14	9	4	27	136	12.8 %
計	43	59	231	168	89	70	17	389	1,066	100.0 %

注：複数該当あり

表1－5 住所区別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 以上	計	構成割合
千 種	0	0	1	0	1	0	0	24	26	3.4 %
東	1	0	0	1	0	1	0	7	10	1.3 %
北	1	1	1	0	0	0	0	23	26	3.4 %
西	0	1	0	0	0	0	1	20	22	2.9 %
中 村	1	0	0	0	0	0	0	21	22	2.9 %
中	1	2	28	19	8	7	1	5	71	9.3 %
昭 和	5	7	31	22	12	15	3	22	117	15.4 %
瑞 穂	3	8	18	16	7	9	0	13	74	9.7 %
熱 田	3	2	8	8	6	5	2	8	42	5.5 %
中 川	2	0	0	1	0	1	0	44	48	6.3 %
港	0	1	0	0	0	0	0	32	33	4.3 %
南	0	1	0	0	0	0	0	21	22	2.9 %
守 山	0	0	0	0	1	0	0	25	26	3.4 %
緑	1	2	0	0	0	0	0	43	46	6.1 %
名 東	0	1	0	0	0	1	0	27	29	3.8 %
天 白	2	8	33	35	25	15	4	21	143	18.8 %
市 外	0	0	0	1	1	0	0	1	3	0.4 %
計	20	34	120	103	61	54	11	357	760	100.0 %

イ 相談支援業務等

はじめての相談の受付や、初診以降の様々な相談を電話や来所にて行っている。初診を待つまでの間の不安の軽減のために電話や来所に対応したり、初診や再診の際に福祉サービスやその他の相談を受けることもある。平成25年7月から、小学校低学年までの方を対象に、児童発達支援事業や放課後等デイサービス等の情報提供や利用計画の作成等を行う相談支援業務を開始した。(表1-6、表1-7) また、保育園や学校等への訪問だけでなく、関係機関の会議にも積極的に参加し、地域との連携を図っている。(表1-8)

表1－6 相談支援事業契約件数

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
契 約 件 数	49	43	35
契 約 終 了	59	37	52

表 1-7 相談支援事業件数

(単位：件)

区 分	件 数
本 計 画 作 成	179
モニタリング実施	234
計	413

表 1-8 相談支援事業関連会議参加状況

(単位：回)

区 分	回 数
中 区自立支援協議会	1
昭和区自立支援協議会	0
瑞穂区自立支援協議会	0
天白区自立支援協議会	0
計	1

ウ 訪問相談援助

地域の中で日常的に児童の成長援助に関わっている関連機関や家庭等に出向き、相談援助活動を行っている。令和 2 年度の実績を表 1-9 に示した。

表 1-9 訪問相談援助

(単位：件)

区 分	件 数
幼 稚 園 ・ 保 育 園	7
学 校	2
障害児通所支援事業所	3
計	12

エ 判定書の発行

福祉サービス等を利用したり、関連機関が助成を受けるために、判定の内容を示した判定書を保護者に発行している。愛知県私立幼稚園特別支援教育費助成、年金診断、学童保育助成等のために要請されることが多い。令和 2 年度の実績は表 1-10 のとおり。

表 1-10 用途別判定書発行状況

(単位：件)

私 立 幼 稚 園	学童保育助成	年 金 診 断	そ の 他	計
54	15	20	5	94

(2) 療育

ア 療育グループ

本市における在宅障害児療育事業は、昭和 49 年 4 月からスタートした。

西部地域・南部地域・北部地域については、各地域療育センターへ引き継がれ、また、守山区近隣は「発達センターちよだ」、熱田・瑞穂区は「発達センターあつた」に引き継がれた。東部地域療育センターの開設並びに幼児初診の待機時間の平準化を図るため、担当区が見直しとなり、千種、守山、名東区は東部地域療育センターに引き継がれ、熱田区が担当区に加わった。

平成 21 年度までの児童福祉センターにおける集団療育では、個々のニーズに応じたきめ細かなグループ編成を目指してきた。中央療育センターとなった平成 22 年度以降では、より幅広いニーズに応える必要性と、きめ細かな個々への対応との双方のニーズに応えるべく、グループ編成の変更と個別対応の枠の拡大を行った。平成 24 年度から、ペアレント・トレーニングという親グループも始めた。各グループの内容については表 2-1 のとおり。

表 2-1 療育グループ一覧表

区 分	対象児	グループのねらい	備 考
早期グループ	発達遅滞・肢体不自由児・重症心身障害児 (0-2歳児)	・0歳で障害が発見された後の親の精神的安定、障害の認識、働きかけ等のアドバイスを行う。	さくらんぼ教室
相談グループ	主に初診を受けたばかりの未就園児 (1-2歳児)	・初診直後の親のフォロー、対応の助言、診断の受け止めについて親をサポートする。 ・児童の観察、親との話し合いの上、今後の援助方法を決める。 ・就園児については園の様子も把握するために園訪問等を行うこともある。	いちごくらぶ (概ね4回/年)
	主に初診を受けたばかりの就園児 (3-5歳児)		くれよんくらぶ (隔週概ね6回/年)
就 園 前 グ ル ー プ	自閉症・広汎性発達障害児 (1-2歳児)	・障害の特性に合わせたペースで、親子で安心して過ごせる環境を提供し、児童と一緒に楽しめることをみつける。 ・児童の特性や発達についての理解を深めてもらい、対応についてともに考える。 ・親の交流や、情報の交換、気持ちを受け止める場とする。	ちゅうりっぷ教室
	発達遅滞・言語発達遅滞・肢体不自由児 (1-2歳児)		たんぼぼ教室
	広汎性発達障害等の特徴を持ち知的な遅れのない2歳児		あさがお教室 (隔週)
並行グループ	発達の遅れや偏りのある児で、小集団での療育が必要と思われる就園児 (3-5歳児)	・小集団でのわかりやすい活動を通して、友達への意識や、自信を育てる。 ・親同士の交流や情報交換の場を提供。気持ちを受け止め、児童を理解し、対応をともに考える。	ばんだ(年長児)
			こぐま(年中児)
			こいぬ(年少児)
親グループ (ペアレント・トレーニング)	ADHD・広汎性発達障害児の保護者 (3-6歳児)	・児童の行動を理解して、よりよいコミュニケーションを使うことで、良好な関係作りを目指す。(ロールプレイや宿題もあり)	ふ た ば (8回/年)

注：グループは原則週1回で実施。対象児の人数によりグループの開催曜日、開催数等は年度により異なる。

表2-2 療育グループの現況

区 分		グループ数	在 籍 人 数								職 員			
			年 齢 別 内 訳							計	合計	内 訳		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳			正職	会計 年度	備 考
早 期	さくらんぼ	1	7	11	3	1				22	6	5	1	セラピスト・PT・ 保健師・（保育士）
相 談	いちごくらぶ	1		4	24					28	4	2	2	セラピスト
	くれよんくらぶ	1				8	11	5		24	4	2	2	セラピスト（隔週）
就園前	ちゅうりっぷ 赤	3		4	8					12	4	2	2	セラピスト・ （保育士）
	ちゅうりっぷ 黄			6	8					14	4	2	2	セラピスト・ （保育士）
	ちゅうりっぷ 白			1	6					7	4	3	1	セラピスト・ （保育士）
	たんぼぼ	1		10	12					22	8	5	3	セラピスト・PT・ 保健師・（保育士）
	あさがお	1			7					7	4	2	2	セラピスト（隔週）
並 行	こいぬ① （年少）	2				8				8	6	4	2	保育士・指導員・ セラピスト
	こいぬ② （年少）					4				4	5	4	1	
	こぐま （年中）	1					8			8	6	4	2	
親対象	ふたば	1					2	1		3	2	2		セラピスト（隔週）
合 計		12	7	36	68	21	21	6	0	159	57	37	20	

注：年長並行ばんだは開催せず、年少並行こいぬ②として開催した。

イ 個別療育・心理面接

小集団の中では刺激過多となりやすい児や、親子関係を丁寧に支援する必要のある親子について、主治医の判断のもとセラピストが個別療育や心理面接を行っている。

表2-3 個別療育・心理面接の状況

（単位：人）

区 分	幼 児	学 齢 児	計
個別療育	0	0	0
心理面接	2	1	3
計	2	1	3

注：延べ44回実施

(3) 愛護手帳判定

本市における愛護手帳判定業務は、平成 21 年度まで児童相談所（旧児童福祉センター療育室療育係）が担ってきたが、組織再編に伴い、平成 22 年度からは中央療育センターの事業となった。令和 2 年度の判定状況は、表 3-1 のとおりである。実際に面接をして判定する「面接判定」以外に、名古屋市内の 4 地域療育センター、中央・西部・東部児童相談所、全国の児童相談所等で行われた検査資料に基づいての判定も行っている。

また、通い慣れた場所・あるいは居住地に近い所で判定を受けたいという要望に応え、西部・北部・南部・東部地域療育センターへの出張判定（各センター概ね月 2 回）を行い、判定場所へ出向くことが困難な児童に対しては施設・病院・家庭への出張判定も行っている。令和 2 年度の実績を表 3-2 に示した。

なお、令和 2 年度の市外転入に伴う愛護手帳の交付にかかる判定資料の依頼事務は 75 件、市外転出に伴う資料送付事務は 83 件であった。

表 3-1 愛護手帳判定状況

（単位：件）

区 分		1 度	2 度	3 度	4 度	非該当	計
面接判定	再判定	148	208	225	466	46	1,093
	新規	11	9	36	248	100	404
資料判定	資料	49	106	215	434	23	827
計		208	323	476	1,148	169	2,324

注：心療科初診等で取得したものを含む。

表 3-2 出張判定状況

（単位：件）

区 分	西部地域療育センター	北部地域療育センター	南部地域療育センター	東部地域療育センター	施設	病院	家庭	その他	計
出張件数	53	55	48	4	14	2	18	0	194

(4) その他

ア 他機関との連携

保健センターや通園施設等の関連施設に定期的に職員を派遣し、発達相談や療育援助活動、情報共有等を行っている。令和 2 年度の実績は表 4-1 のとおりである。

また、他機関からの依頼により、職員の講師派遣や実習生や研修生の受け入れを行っている。主な実績は表 4-2 のとおりである。

表4-1 職員の定期派遣状況

区 分	派 遣 先	派遣職員	派遣頻度	内 容
保健センター	中・昭和・瑞穂・熱田・天白	ケースワーカー 又は保健師	月1回 (注)	乳幼児発達相談(親子教室)
児童発達支援センター	発達センターあつた	ケースワーカー	月5回	療育グループ(わくわく教室) 瑞穂区、熱田区の児童がいるグループに順に参加
いこいの家	桜山いこいの家	心理	月1回	個別相談
	あつたいこいの家		月1回	
	てんばくにじいろ		隔月1回	
	みずほにじいろ		隔月1回	

注：新型コロナウイルス感染症にかかる各保健センターの意向により、中・昭和保健センターの派遣は実施せず、その他の保健センターも通年での実施は行わなかった。

表4-2 職員の随時派遣、実習生の受入状況

0

関係機関	区 分	内 容	実 績
教育委員会	職員の派遣	特別支援教育専門家チームへの派遣	6回
名古屋市立大学	実習生の受入	医学部リハビリテーション学科・学外研修の実習生の受入	5回
名古屋市立大学	実習生の受入	臨床心理業務を学ぶ実習生の受入	4人
名古屋市立大学	実習生の受入	医薬看連携地域参加型学習の実習生の受入	9人
中京大学	実習生の受入	臨床心理業務を学ぶ実習生の受入	8人
大学、専門学校	実習生の受入	理学療法、作業療法を学ぶ実習生の受入	1校 5人

注：例年実施しているエリア支援保育所主催の研修への講師派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響で派遣依頼は無かった

イ 講座の開催

診断を受けたばかりの保護者、就学を控えた保護者、中学以降の進路に悩む保護者等、各ライフステージに必要な情報提供を行うために、講座を開いている。

令和2年度に開催した講座は表4-3に示したとおり。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見合わせた講座が多い中で、実施した中学以降の進路に向けての講座は、毎回非常に参加人数も多く、多くの保護者が情報を求めていることがわかる。

表4-3 開催講座一覧

区 分	内 容	参加者数
就学に向けた講座 (年長児対象)	就学説明会(注1)	—
	先輩お母さんの話を聞く会(注1)	—
	サポートブック作成研修会	8人
幼児向け子育て講座	広汎性発達障害の2連続講座(注2)	延べ33人
	ことばの講座(注2)	18人
学齢の発達障害関連講座	発達障害講座(注1)	—
	進路の学習会(注3)	196人

注1：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見合わせた。

注2：新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、一部実施を見合わせた。

注3：発達障害者支援センターりんくす名古屋との共催

Ⅱ 診療部門

心療科（小児科、精神科）の新規受診は 940 人、再来受診は 3,237 人（延人数）であった。再来受診は、長期継続フォローを必要とするケースや投薬等の要支援度の高いケースもある。

整形外科は新規 53 人、再来 491 人、耳鼻いんこう科は新規 73 人、再来 220 人、眼科は新規 26 人、再来 66 人、歯科は通園、くすのき学園、一時保護所の入所児童、ならびに外来受診者等を対象に健診・ブラッシング指導を 115 人（延人数）、フッ素塗布を 102 人（延人数）に行った。

理学療法、作業療法はそれぞれ、新規 40 人、51 人、訓練人数は 3,135 人、1,761 人（延人数）であった。一人当たりの月平均訓練回数はそれぞれ、2.38 回、1.62 回であった。言語聴覚療法は言語訓練 468 人（延人数）、聴能訓練 389 人であった。

臨床検査（採血・採便・採尿）8 人、レントゲン 82 人、聴性脳幹反応（ABR）・聴性定常反応（ASSR）6 人、発達・心理検査 258 人、言語・構音検査 110 人であった。

表 1 科別診療状況

（単位：件）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
心 療 科	4,928	4,987	4,739	4,468	4,177
整 形 外 科	547	579	630	646	544
耳鼻いんこう科	373	371	313	313	293
歯 科	150	107	92	127	115
眼 科	123	121	109	86	92
計	6,121	6,165	5,883	5,640	5,221

(1) 心療科

常勤医師が小児科 4 名、精神科 2 名、非常勤医師が小児科 3 名、精神科 2 名で診療を行っている。令和 2 年度の実績は表 1-1、1-2、1-3 のとおりである。

表1-1 心療科新来

(単位: 件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神遅滞〔IQ・DQ ≤ 70〕			13	12	4	3	10	7	14	9	13	12	81	178
自閉症スペクトラム障害 (高機能)〔71 ≤ IQ・DQ〕		2	19	18	11	12	7	15	9	10	8	6	23	140
自閉症スペクトラム障害 (非高機能)〔IQ・DQ ≤ 70〕		3	39	28	6	2	8	10	6	1	1	6	40	150
A D H D				12	8	12	7	14	8	13	5	3	12	94
学 習 障 害							1	4	5	4	3		1	18
言語発達障害(遅滞)		4	29	23	9			1						66
反 応 性 愛 着 障 害					1		1	1	2	1	1	1	4	12
適 応 障 害								2	1	2	1	1	10	17
情 緒 障 害			2	1	3	5	4	4	5	1	1	2	3	31
境界知能〔71 ≤ IQ・DQ ≤ 84〕	1		2	4	11	7	2	7	13	6	17	6	14	90
その他の行動・精神障害	1				1	1	1				4	2	6	16
脳性運動障害・脳性麻痺	1	3	1	1						1				7
その他の身体障害・運動発達障害(遅滞)	3	4	2	1									1	11
ダウン症候群・その他の先天異常	5	3		2	1	1	2	1	4		1	1	4	25
正 常		2	5	10	6	6	6	3		5	2		5	50
精 神 病 園													1	1
くすのき・一時保護所 病児診察		1	2	2	2	1	1	1	1	1		2	14	28
親 ・ 保 護 者														0
そ の 他									1	1	1		3	6
難 聴														0
計	11	22	114	114	63	50	50	70	69	55	58	42	222	940

表1-2 心療科再来

(単位: 件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神遅滞〔IQ・DQ ≤ 70〕			5	37	41	29	31	20	6	8	6	14	29	226
自閉症スペクトラム障害 (高機能)〔71 ≤ IQ・DQ〕			15	53	76	101	69	61	60	68	82	90	239	914
自閉症スペクトラム障害 (非高機能)〔IQ・DQ ≤ 70〕		1	20	72	57	60	45	23	36	23	43	33	94	507
A D H D				6	6	14	14	29	38	42	19	32	161	361
学 習 障 害								5	7	5	8	5	21	51
言語発達障害(遅滞)		2	11	54	77	40	30	18	6	13	13	5	5	274
反 応 性 愛 着 障 害					1	1	6	13	23	5	7	1	20	77
適 応 障 害								5	1	1		1	15	23
情 緒 障 害					2	5	7	4	26	14	13	20	57	148
境界知能〔71 ≤ IQ・DQ ≤ 84〕		2	1	14	27	35	16	19	25	7	18	11	15	190
その他の行動・精神障害		2	2	2			1			1	25	3	20	56
脳性運動障害・脳性麻痺		2	6	6	13	2				4			1	34
その他の身体障害・運動発達障害(遅滞)	2	6	14	14		7	2	4	5	4	2	1	2	63
ダウン症候群・その他の先天異常		18	11	9	10	9	7	3	2	2	1	1	13	86
正 常		1	5	3	5	10	6	8	1	16	10	3	13	81
精 神 病 園													2	2
くすのき・一時保護所 病児診察			5	2	2	1	2		2	2	19	17	54	106
親 ・ 保 護 者														0
そ の 他										1	10	3	24	38
難 聴														0
計	2	34	95	272	317	314	236	212	238	216	276	240	785	3,237

表1-3 診断書等の交付状況

(単位：件)

診 療 情 報 提 供 書	96
特別児童扶養手当認定診断書	206
診 断 書	309
精神障害者福祉手帳診断書 (自立支援医療費診断書を含む)	31
障害証明書(医療証)	11
障害児福祉手当認定診断書 (精神の障害用)	7
受診状況等証明書	11
年金診断書・その他	193
計	864

(2) 整形外科

運動発達の遅れや脳性麻痺児等の診療を行っている。非常勤医師6名が週4枠診療にあたっている。令和2年度の実績は表2-1、2-2、2-3のとおりである。

表2-1 整形外科新来

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神発達遅滞														0
ダウン症等染色体異常、先天異常	5	4		1					1			1	1	13
脳性麻痺	1	1											1	3
運動発達遅滞	6	8	1	2										17
神経・筋疾患	1	1												2
二分脊椎・脊髄疾患		2												2
骨・関節疾患				1		2	2							5
後天性要因による運動障害				1								1		2
その他														0
センター内施設										1	1	1	6	9
計	13	16	1	5	0	2	2	0	1	1	1	3	8	53

表2-2 整形外科再来

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳 以上	計
精 神 発 達 遅 滞		1	1											2
ダウン症等染色体異常、先天異常	2	9	13	10	13	19	8	5	6	15	5	1	9	115
脳 性 麻 痺		6	6	15	26	16	5	4	27	16	27	10	37	195
運 動 発 達 遅 滞	3	29	29	15	17	7	5		2	5			3	115
神 経 ・ 筋 疾 患	1	7	4	3	2	2						3	5	27
二 分 脊 椎 ・ 脊 髄 疾 患		2	1		1						4	1	2	11
骨 ・ 関 節 疾 患				1	2		1	1	2				7	14
後天性要因による運動障害	1	1							2					4
そ の 他					1								1	2
セ ン タ ー 内 施 設												1	5	6
計	7	55	54	44	62	44	19	10	39	36	36	16	69	491

表2-3 診断書等の交付状況

(単位：件)

身体障害者診断書・意見書	15
補装具意見書治療装具証明書	64
障害児福祉手当認定診断書	2
特別児童扶養手当認定診断書	0
年 金 診 断 書	0
診療情報提供書 日常生活用具意見書 現 況 届 そ の 他	48
計	129

(3) 耳鼻いんこう科

非常勤医師が週1枠（半日）診療にあたっている。令和2年度の実績は表3-1、3-2、3-3、3-4のとおりである。

表3-1 耳鼻いんこう科新来

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
言語発達遅滞				1										1
構音障害					2	17	4	3	3				1	30
吃音							1			1				2
MR ことば遅れ														0
自閉ことば遅れ			1											1
CP ことば遅れ														0
感音難聴		3	4	2	3	2	3	1	1			2		21
感音難聴 + MR・CP														0
伝音難聴							2							2
ダウン症難聴疑い		1												1
その他の遅れ難聴疑い													1	1
滲出性中耳炎														0
その他の耳疾患											1	1	1	3
鼻疾患			1		1									2
その他			3	1	1					2			2	9
計	0	4	9	4	7	19	10	4	4	3	1	3	5	73

表3-2 耳鼻いんこう科再来

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
言語発達遅滞		1				2	1		1	1				6
構音障害						3	3	3			1			10
吃音										1				1
MR ことば遅れ							1							1
自閉ことば遅れ							1							1
CP ことば遅れ														0
感音難聴	3	7	9	21	10	20	8	13	9	4	2	5	7	118
感音難聴 + MR・CP													1	1
伝音難聴		1				1	2						7	11
ダウン症難聴疑い														0
その他の遅れ難聴疑い														0
滲出性中耳炎													8	8
その他の耳疾患			1		2						5	2	1	11
鼻疾患			1		1				2	2	4	9	28	47
その他										1		3	1	5
計	3	9	11	21	13	26	16	16	12	9	12	19	53	220

表3-3 センター内一般診療状況

(単位：件)

一時保護所	くすのき園	計
14	72	86

表3-4 診断書等の交付状況

(単位：件)

身体障害者診断書・意見書	11
補装具費支給意見書	9
特別児童扶養手当認定診断書	0
年金診断書	0
軽・中等度意見書	12
診療情報提供書	8
診断書	2
受診状況証明書 その他	32
計	74

(4) 歯 科

非常勤歯科医師（昭和区歯科医師会に所属）が、週1枠（半日）診療を行っている。歯科衛生士により、各学園で歯予防教室を開いている。令和2年度の実績は表4-1、4-2のとおりである。

表4-1 施設別診療状況

(単位：件)

区 分	みどり学園	わかさ学園	すぎのこ学園	一時保護所	くすのき学園	その他	計
検 診	10	13	0	1	8	83	115
ブラッシング	10	13	0	1	8	83	115
フ ッ 素	7	11	0	1	8	75	102
スケーリング	8	12	0	1	8	82	111
機械的歯面清掃	4	10	0	1	8	69	92
単治サホワイト	0	0	0	0	0	0	0
充填及び研磨	0	0	0	0	1	1	2
歯 髄 処 理	0	0	0	0	0	0	0
抜 歯	0	0	0	0	0	0	0
計	39	59	0	5	41	393	537
（別掲）学園検診	33	15	10	0	0	0	58

表4-2 ブラッシング・フッ素塗布年齢別状況

(単位：件)

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
ブラッシング	0	3	18	26	16	7	6	0	5	7	8	19	115
フ ッ 素	0	3	16	24	12	6	6	0	3	5	8	19	102

(5) 眼 科

非常勤医師が週 1 枠（半日）診療にあっている。令和 2 年度の実績は表 5-1、5-2 のとおりである。

表 5-1 眼科新来

（単位：件）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
屈折異常							3	2	3	1		1	1	11
眼位異常				2										2
異常眼球運動														0
外眼部・前眼部疾患					1									1
白内障														0
緑内障														0
心因性視覚障害														0
網脈絡膜疾患														0
脈絡膜欠損														0
網膜色素変性症														0
未熟児網膜症														0
視束、視路疾患														0
視神経低形成														0
傾斜乳頭														0
視神経萎縮														0
検診（正常視力）									1					1
一時保護所・くすのき学園						1				3		2	5	11
その他														0
計	0	0	0	2	1	1	3	2	4	4	0	3	6	26

注：「外眼部・前眼部疾患」は、網膜症、アレルギー、春季カタル、睫毛乱生、網膜下出血、眼瞼下垂、
「その他」は、網膜症、網膜萎縮症、色覚異常である。

表 5-2 眼科再来

（単位：件）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
屈折異常									2	1	4	1	5	13
眼位異常						1			1					2
異常眼球運動														0
外眼部・前眼部疾患													2	2
白内障														0
緑内障														0
心因性視覚障害														0
網脈絡膜疾患														0
脈絡膜欠損														0
網膜色素変性症														0
未熟児網膜症														0
視束、視路疾患														0
視神経低形成														0
傾斜乳頭														0
視神経萎縮														0
検診（正常視力）														0
一時保護所・くすのき学園										9	6	15	19	49
その他														0
計	0	0	0	0	0	1	0	0	3	10	10	16	26	66

注：「外眼部・前眼部疾患」は、網膜症、アレルギー、春季カタル、睫毛乱生、網膜下出血、眼瞼下垂、
「その他」は、網膜症、網膜萎縮症、色覚異常である。

(6) 訓練 ア 理学療法

医師の指導監督の下、理学療法士5名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。令和2年度の実績は次表のとおりである。

表6-1 診断区別状況

(単位：件)

区 分	就 学 前							小学生		中学生	高校生	その他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	低学年	高学年				
脳 性 麻 痺	2	1	2	6	4	1	2	11	9	4	2		44
合併症を伴う脳性麻痺				1	1		1	6		4			13
疾病による運動障害	1	1	2	2	1	1		2	6	2	2	2	22
後天性運動障害				2				2		1			5
中枢性協調障害		1			1				1				3
運動発達遅滞	10	12	5	1	2	2	1	5	1		1		40
ダウン症候群	6	9	3	1		1							20
その他の染色体異常		2	2	1	3		4	4	5				21
二分脊椎および類似疾患		2							1	1			4
神経・筋疾患	1		1		1				1				4
骨・関節疾患						1					1		2
発達性協調運動障害							2	4	1				7
そ の 他				1						1			2
計	20	28	15	15	13	6	10	34	25	13	6	2	187

注1：年齢は令和3年4月1日時点のものである。

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における主な合併症は、精神発達遅滞、てんかん、視覚障害、聴覚障害等である。

注3：「中枢性協調障害」は、脳性麻痺の疑い、筋緊張異常等である。

表6-2 区別状況

(単位：件)

区	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	9	3	2		1	17	50	30	16	3	1		4	1	10	38	2	187

表6-3 療育環境等状況

(単位：件)

療育環境		人数	療育環境		人数
特別支援学校	小学部	31	中央療育センター内	わかくさ学園	10
	中学部	11		みどり学園	9
	高等部	6		グループ	28
地域の小学校	特別支援学級	14	他通園施設	通園	2
	普通級	15		グループ	1
地域の中学校	特別支援学級	6	生活介護事業所		1
	普通級	1	入所施設		4
高等学校		1	在宅		16
幼稚園・保育園		30	その他		
児童・放課後等デイサービス		1	計		187

表6-4 訓練開始児童の診断区分別状況

(単位：件)

区分	0歳	0歳	1歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	計
	6か月未満	6か月以上	6か月未満	6か月以上								
脳性麻痺		1	1				1			1	1	5
合併症を伴う脳性麻痺										1		1
疾病による運動障害		1						1		1		3
後天性運動障害							1					1
中枢性協調障害												0
運動発達遅滞	2	4	4	4	1	1						16
ダウン症候群		3	4	1	1							9
その他の染色体異常							1					1
二分脊椎および類似疾患			1	1								2
神経・筋疾患		1										1
骨・関節疾患												0
発達性協調運動障害												0
その他						1						1
計	2	10	10	6	2	2	3	1	0	3	1	40

注1：年齢は理学療法開始時のものである。

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における主な合併症は、精神発達遅滞、てんかん、視覚障害、聴覚障害等である。

注3：「中枢性協調障害」は、脳性麻痺の疑い、筋緊張異常等である。

表6-5 訓練開始児童の紹介経路状況

(単位：件)

紹介経路		人数	紹介経路		人数
名古屋大学病院		7	中央療育センター	わかくさ学園	0
名古屋市立大学病院		8		その他	2
名古屋市医療センター		0	保健センター		2
名古屋第二赤十字病院		8	乳児院		1
聖霊病院		0	その他		4
その他の医療機関		8	計		40

表6-6 訓練終了の状況

(単位：件)

区分	人数
目標達成	21
他機関へ	7
死亡	1
市外転出	3
年齢超過	3
その他	7
計	42

表6-7 訓練月別状況

(単位：件)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実人数	85	89	112	115	114	122	113	116	112	108	111	120	1,317
延人数	189	180	324	292	269	303	266	271	261	239	253	288	3,135

注1：一人当たりの月平均訓練回数は2.38回であった。

注2：わかくさ学園児の理学療法の実績については表2-9に再掲。

イ 作業療法

医師の指導監督の下、作業療法士2名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。令和2年度の実績は次表のとおりである。

表6-8 診断区別状況

(単位：件)

診断区分	就 学 前							小学生		中学生	高校生	その他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	低学年	高学年				
脳 性 麻 痺	1 (1)		1 (1)	6	5		1	12		2	1		29 (2)
合併症を伴う脳性麻痺 (注2)								5 (1)		2			7 (1)
疾 病 に よ る 運 動 障 害	1 (1)	1 (1)	1	1		1	1	1	4	1			12 (2)
後 天 性 運 動 障 害				1				1	1 (1)				3 (1)
知的障害に伴う運動発達遅滞			1 (1)	3	6	6	3	6	1				26 (1)
ダ ウ ン 症 候 群				2 (1)	3 (2)	1	3						9 (3)
その他の症候群及び染色体異常			1		2 (1)		2	4	4				13 (1)
神 経 ・ 筋 疾 患			1 (1)			1					1		3 (1)
骨 ・ 関 節 疾 患						2							2
A S D				2 (2)	18 (11)	29 (9)	7	7 (2)	3 (1)				66 (25)
A D H D					1								1
D C D					8 (5)	2 (1)	5 (2)	6 (2)	2 (1)				23 (11)
そ の 他				1 (1)		1 (1)	1	1 (1)					4 (3)
計	2 (2)	1 (1)	5 (3)	16 (4)	43 (19)	43 (11)	23 (2)	43 (6)	15 (3)	5	2	0	198 (51)

注1：年齢は令和3年4月1日時点のものである。

() 内の数字は総数のうち令和2年度の新規開始児童数である

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における合併症は、知的障害、てんかん、視覚障害、聴覚障害等である。

表6-9 区別状況

(単位：件)

区	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	7	3	1		1	27	36	42	15	3			2	1	6	54		198

表6-10 療育環境等状況

(単位：件)

療育環境		人数	療育環境		人数
特別支援学校	小学部	22	中央療育センター内	わかさ学園	8
	中学部	6		みどり学園	13
	高等部	3		グループ	4
地域の小学校	特別支援学級	13	他通園施設	通園	4
	普通級	20		グループ	0
地域の中学校	特別支援学級	1	生活介護事業所		0
	普通級	0	入所施設		1
高等学校		0	在宅		1
幼稚園・保育園		101	その他		0
児童・放課後等デイサービス		1	計		198

表6-11 訓練終了の状況

(単位：件)

区分	人数
目標達成	59
他機関へ	2
死亡	0
市外転出	4
年齢超過	1
その他	10
計	76

表6-12 訓練月別状況

(単位：件)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実人数	58	67	100	106	89	90	99	93	96	99	88	102	1,087
延人数	83	99	176	170	147	147	157	140	152	155	148	187	1,761

注1：一人当たりの月平均訓練回数は1.62回であった。

注2：わかさ学園児の作業療法の実績については表2-9に再掲。

ウ 言語聴覚療法

医師の指導監督の下、言語聴覚士 6 名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。

(7) 言語訓練

令和 2 年度の実績は次表のとおりである。

外来で言語訓練を実施した児童は 54 人で、診断別では自閉症・PDD 等が 5 人、構音障害が 33 人、精神発達遅滞が 5 人、言語発達遅滞等が 7 人、吃音が 4 人である。また、年齢別では就学前が 27 人（50%）、学齢児が 27 人（50%）となっている。

表 6-13 訓練月別状況

（単位：人）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訓練児童数	9	10	19	26	27	29	33	31	33	33	35	38	323
訓練回数	18	12	33	43	38	39	47	41	47	47	48	55	468

表 6-14 区別状況

（単位：人）

区	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	5	1		2	1	5	17	10	4					2	1	6		54

(1) 聴能訓練

聴能訓練は聴覚障害児に対する言語訓練（コミュニケーション指導）である。令和 2 年度の実績は次表のとおりである。

表 6-15 年齢・難聴程度別状況

（単位：人）

年 齢	2級	3級	4級	6級	非該当	計
0 歳 児		1 (1)		2	4 (1)	7 (2)
1 歳 児					1	1 (0)
2 歳 児		2 (1)			5 (2)	7 (3)
3 歳 児	1				5 (1)	6 (1)
4 歳 児				1	2 (1)	3 (1)
5 歳 児			1	2	8 (1)	11 (1)
6 歳 以上					3 (2)	3 (2)
計	1 (0)	3 (2)	1 (0)	5 (0)	28 (8)	38 (10)

注：（ ）内は重複障害児（再掲）

表6-16 訓練月別状況（集団訓練の回数は除く）

（単位：人）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訓練児童数	10	11	21	19	21	23	23	20	26	24	22	26	246
訓練回数	13	14	29	29	32	30	33	36	40	47	41	45	389

表6-17 聴力検査種別状況

（単位：件）

CORテスト	ピープショウ テスト	標準聴力検査	語音聴力検査	BOA	SPLテスト	インピーダンス
78	99					

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査、BOA：聴性行動反応聴力検査

SPL：音圧レベル

インピーダンス：インピーダンスオーディオメトリー

表6-18 区別外来聴能訓練児状況

（単位：人）

区	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	3	0	1	2	1	2	1	3	1	3	1	2	3	3	1	4	7	38

(7) 検 査

令和２年度に行った各種検査は次表のとおりである。

表７－１ 検査状況

(単位：件)

臨床検査			レントゲン	脳波検査	ABR ASSR
採血	採便	採尿			
7	1	0	82	0	6

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。
ABR：聴性脳幹反応、ASSR：聴性定常反応

表７－２ 発達・心理検査状況

(単位：件)

津守	K式	ビネーⅤ	WISCⅣ	WAIS	K-ABCⅡ	S-M	その他	計
	35	129	86	1	1		6	258

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

津守：津守式乳幼児精神発達検査 WAIS：ウェクスラー成人知能検査第3版

K式：新版K式発達検査2001

K-ABCⅡ：Kaufman Assessment Battery for Children

ビネーⅤ：田中ビネー知能検査Ⅴ S-M：S-M社会生活能力検査

WISCⅣ：ウェクスラー児童用知能検査第4版

表７－３ 聴力検査種類別・年齢別状況

(単位：件)

検査種類		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上	計
自覚的聴力検査	乳児用聴力検査 (BOA含む)			1									1
	COR	14	10	9	2		1			1	1		38
	ピープショウ		1	9	13	26	29	7	6	3		3	97
	標準聴力検査						3	11	7	5	4	15	45
	語音聴力検査												0
	その他(SPL等)												0
聴他覚的検査	ABR・ASSR		1	1	3							1	6
	インピーダンス												0
計		14	12	20	18	26	33	18	13	9	5	19	187

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査、SPL：音圧レ

ABR：聴性脳幹反応、ASSR：聴性定常反応

表7-4 言語・構音検査種別・年齢別状況

(単位：件)

検査種類	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上	計
吃音検査								1	1		1	3
吃音検査及び構音・言語検査						1						1
構音検査					7	20	6	5				38
言語検査及び構音検査				1	4	6						11
言語検査		1	10	26	7	10	1	2				57
計	0	1	10	27	18	37	7	8	1	0	1	110

表7-5 言語・構音検査診断別・処遇方針別状況

(単位：件)

区分	訓練	翌年度 幼児言語教室方向	再来指示	ガイダンスのみ	他機関紹介	計
正常域				3		3
構音障害	10		1	1		12
言語発達遅滞	5		8	24		37
精神発達遅滞	4		5	15	1	25
聴覚障害	1					1
吃音	1			1		2
境界域			1	2		3
脳性麻痺			1			1
PDD・自閉症	7		6	12		25
口蓋裂				1		1
計	28	0	22	59	1	110

注：重複の障害を有するものは、主なものを診断の種別とした

Ⅲ 通園部門

(1) みどり学園

みどり学園は、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターである。満 2 歳から就学までの心身の発達に遅れがある児童が、親子通園を経て単独で通っており、児童の身辺自立及び基本的生活習慣の確立を目的とした早期療育と、その家族の福祉向上を目指している。

ア 園児の概況

(ア) 新規・継続等の状況

令和 2 年度は 18 名の新入園児と 16 名の継続園児の 34 名が在籍（年度途中入退園児含む）していた。

新規・継続別の年齢および男女の構成は表 1－1 のとおりである。

区別の状況は表 1－2 のとおりである。

表 1－1 新規・継続別状況

(単位：人)

区 分	2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
新 規	0	0	11	3	4	0	0	0	15	3	18
継 続	0	0	4	0	1	2	5	4	10	6	16
計	0	0	15	3	5	2	5	4	25	9	34
合 計	0		18		7		9		34		

表 1－2 区別状況

(単位：人)

千種区	中区	昭和区	天白区	計
1	10	14	9	34

(イ) 障害種別、障害程度の状況

障害種別についてはクラス毎に表 1－3 に示した。4 クラスの構成で、生活年齢、児童の状態などを考慮して編成している。自力で座位保持が可能でなくても入園対象としており、運動面の状態はかなりの幅がある。

愛護手帳、身体障害者手帳の取得状況は表 1－4 のとおりである。愛護手帳については、未取得の児童が 2 名いるが、必ずしも非該当であるとは限らない。また、知的な力はあっても自閉症の症状による困難があり、周りの理解を得ることに苦労する児童がいる。

表1-3 障害種別・年齢別・クラス別状況

(単位：人)

区分		2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	クラス合計
あか組	知的障害		1		3	4	8
	自閉症					0	
	知的障害＋肢体不自由				1	1	
	自閉症＋知的障害		1	2		3	
もも組	知的障害		2		1	3	8
	自閉症					0	
	知的障害＋肢体不自由					0	
	自閉症＋知的障害			1	4	5	
きい組	知的障害		4			4	8
	自閉症						
	知的障害＋肢体不自由						
	自閉症＋知的障害		4			4	
あお組	知的障害		3	1		4	10
	自閉症						
	知的障害＋肢体不自由			2		2	
	自閉症＋知的障害		3	1		4	

表1-4 障害程度別状況

(単位：人)

区 分	身体障害 1級	身体障害 2級	身体障害 3級	身体障害 6級	未取得	計
愛護1度（最重度）	1	1				2
愛護2度（重度）	2		1		6	9
愛護3度（中度）					14	14
愛護4度（軽度）					7	7
未取得					2	2
計	3	1	1	0	29	34

注：「未取得」の中には、非該当を含み計上した。

(ウ) 卒・退園児の在園期間・進路状況

在園期間は表1-5、進路先は表1-6のとおりである。

表1-5 在園期間状況

(単位：人)

在 園 期 間	人 数
1年未満	1
1～2年未満	9
2～3年未満	5
3～4年未満	5
4～5年未満	
計	20

表1-6 進路状況

(単位：人)

区分	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
就学（特別支援学校）				4	4
就学（特別支援学級）				4	4
保育園		7			7
幼稚園		2			2
認定こども園					0
その他（転居等）		1	1	1	3
計	0	10	1	9	20

重複障害や重度の知的障害のある児童が就学まで在園するのに対し、中軽度の児童は1～2年の通園を経て、保育園・幼稚園に行くケースが多く、最近是在園期間が短い傾向が続いている。

イ 療育の状況

通園形態は、新入園児については概ね8週間の親子通園期間を経て単独通園となる。2歳児は週3日、3歳児以降は週5日の登園である。

(ア) 療育目標と内容

以下の項目を年間の療育目標とした。内容、日課について表1-7のように定めて実施した。

- 1 基本的生活習慣を身につける。
- 2 身体をつくり、好きなあそびを広げる。
- 3 集団生活を通じて、人とのかかわる楽しさを感じ、社会性を育てる。

表1-7 一日のカリキュラム

9:00	通園バス出発（登園）
10:00	通園バス到着 クラス別保育 着替え トイレ
10:30	行進・体操 朝の会
11:00	主活動（全体またはクラス別） 昼食準備 トイレ（各クラス）
11:45	昼食（各クラス） 歯磨き トイレ
13:00	自由あそび 午睡
14:00	クラス別保育 着替え トイレ おやつ 帰りの会
15:00	通園バス出発（降園）

(イ) 行事・懇談

令和２年度に実施予定であった行事・懇談等は、表１－８のとおりである。それ以外にも、クラス単位で年に２回程度、園バスを利用した遠足をしたり、クラスでクッキングをしたりする等、親子で楽しい体験を共有し、交流を深めている。その他、毎月、誕生会（誕生月の児童がいない場合はお楽しみ会）、避難訓練を行っている。

（令和２年度は、新型コロナウイルスの影響により、一部で規模の縮小や開催の中止をしている。）

表１－８ 行事等実施表

区 分	学園行事	保育行事・懇談など
４月	入園式	個人懇談
５月	春の遠足《招待行事》（中止）	クラス懇談（中止）
６月	園外プール（中止） 保護者参観（中止）	七夕会（各クラスで開催）
７月	園外プール（中止）	
８月	夏祭り（中止）	
９月	園外プール（中止）	音楽あそびコンサート 個人懇談
１０月	運動会	
１１月	秋の遠足（各クラスで開催）	
１２月	クリスマス会 保護者参観（注１）	
１月		節分会
２月		クラス懇談 マザーグース交流会（卒・退園児の保護者を対象とした交流会）
３月	卒園式	個人懇談 音楽あそびコンサート

注１：午前中のみで、クラス活動を行なった。

ウ 保護者との連携・支援

保護者が障害を持つ我が子を受け止め、育てていく過程には様々な困難がある。保護者が子育てを楽しく思い、児童の成長を喜べるような支援を行った。

(ア) 学園の取り組み

日々の連絡帳による園と家庭の情報交換を軸に、毎月の園だよりで園生活の予定等を伝えた。

毎月の保護者会（一部中止）は、全体に向け連絡調整し、保護者の意見を聞く場とした。クラス単位では年２回のクラス懇談（一部中止）を実施し、より身近なテーマで話し合いを持った。個々の療育目標については年３回の個人懇談の場で話し合いをし、個別支援計画を作成した。また、夏期在宅療育期間前に、年長児及び新入园児と必要なケースについて家庭訪問し、家庭での園児の状況を把握し、家庭での療育について話し合った。また、外部に講師を依頼し、保護者向けの学習会を表１－９のように実施（一部中止）した。

表１－９ 保護者学習会

区 分	内 容	講 師
５月	健康の話について（中止） 栄養の話について（中止）	中央療育センター保健師 児童福祉センター管理栄養士
５・７月	OBの話（就学・就園を考える。）（中止）	みどり学園OB
６月	音楽あそびについて（中止） 視覚支援の話について（中止）	音楽療法士（注） みどり学園OB
７月	「保育園の園長のお話を聞こう」（中止）	公立保育園園長
９月	親子関係について	中央療育センター職員
１２月	テーマ別話し合い	中央療育センター職員
１月	サポートブックを作ろう	みどり学園職員

注：音楽療法士２名が各クラス月２回程度、音楽あそびを担当している。

進路については、保護者に日ごろの児童の様子を伝えつつ、就学説明会（診療相談係主催）や、特別支援学校見学（中止）、保護者学習会等を通して考える場を提供し、発達検査や小児科受診を勧めた。また、保護者と、児童の身辺自立と集団参加の姿勢を考慮して、進路についての相談を行った。児童の特徴・特性・コミュニケーションの取り方などをまとめたサポートブックの作り方の説明会を行った。

(f)見守り一時支援

平成２５年度より保護者の支援を目的として、希望者に対して１５時以降も保育を実施している。令和２年度の実施状況は表１－１０のとおりである。

表１－１０ 見守り一時支援 月別利用実績（単位：日・人）

区分	開所日	利用人数	延べ利用人数	１日平均利用人数
４月	１３	３	１６	１．２
５月	１５	２	１９	１．３
６月	１６	４	４１	２．６
７月	１６	４	４４	２．８
８月	１１	５	２６	２．４
９月	１５	８	６７	４．５
１０月	１８	７	８２	４．６
１１月	１５	１０	６９	４．６
１２月	１５	９	７４	４．９
１月	１３	１０	８８	６．８
２月	１４	１１	１１６	８．３
３月	１３	１１	１１２	８．６
合計	１７４	８４	７５４	４．３

(ウ) センター内外との連携

診療相談系の保健師には各クラスへの毎月1回程の参加を通して、児童の健康を中心に相談した。保育中のケガや発作への対応や、大きな行事やプールにも同行してもらい、安全把握に努めた。

同系の理学療法士や作業療法士には、イスの調整や運動面・身辺面の状況等を必要に応じて相談した。すぎのこ学園の言語聴覚士には、年3回各クラスに入ってもらい、児童のコミュニケーションの現状と課題の確認や、摂食の仕方を相談した。

診療相談系のセラピストとは、発達検査の取り組み状況や園での様子を伝え合うことで、児童や保護者のより深い把握を心がけた。

エ 卒・退園児およびその保護者への支援

卒・退園する児童の在園中の様子をまとめ、進路先へ引き継いだ。また、前年度の担任が、年度当初に進路先の学校や園等を訪問し、児童の状況を見て意見交換を行う予定であった（今年度中止）。実施状況は表1-11のとおり。

就園1年目の保護者を対象に年4回、就学1年目の保護者を対象に年1回、合計5回のアフターケアグループ（マザーグース）を行った。就学・就園後の悩みを聞くことや、保護者同士が情報交換することで、卒・退園後の不安の軽減を図った。2月には、次年度に就学・就園予定の児童の保護者との交流会も行っている。

表1-11 令和2年度 アフターケア訪問実施状況
(単位：人)

訪 問 先	人 数
特 別 支 援 学 校	中止
特 別 支 援 学 級	中止
保 育 園	中止
幼 稚 園	中止
認 定 こ ど も 園	中止
そ の 他	中止
計	中止

(2) わかくさ学園

児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センター（旧 肢体不自由児通園施設）である。脳性麻痺・精神発達遅滞等で運動機能に障害のある学齢未満の児童と保護者が一緒に通い、保育士と専門職員が児童の特性に配慮した療育を行っている。

重症心身障害児、肢体不自由児、医療的ケアが必要な児童を療育するため、保育士等常勤スタッフには高度な専門性が求められる。また、医師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等医療スタッフと情報を共有して連携し、個々の児童の状態に応じた支援を行っている。また、他の医療機関や児童発達支援事業所等とも連携し、卒・退園を見据え特別支援学校等と連絡を密にして移行支援に努めている。

ア 園児について

(ア) 新規、障害の程度等

令和2年度末の契約児童数は15人。年度当初入園児童16人、途中退園児童1人であった。新規・継続児童、診断名、住所区別状況及び障害の程度は表2-1から表2-4のとおり。

表2-1 新規・継続児童

（単位：人）

区 分	1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
新 規			2	1							2	1	3
継 続				1	4	2	1	3	1	1	6	7	13
計	0	0	2	2	4	2	1	3	1	1	8	8	16
合 計	0		4		6		4		2		16		

表2-2 診断名等

（単位：人）

区 分	1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
脳 性 麻 痺			1	1	2	1		2			3	4	7
骨 形 成 不 全											0	0	0
神 経 ・ 筋 疾 患			1	1	1	1	1				3	2	5
精 神 発 達 遅 滞					1			1	1	1	2	2	4
そ の 他											0	0	0
計	0	0	2	2	4	2	1	3	1	1	8	8	16
合 計	0		4		6		4		2		16		

注：「その他」には、染色体異常等の先天性異常・後天性の運動障害・医療的ケア等を含む。

表2-3 住所区

(単位：人)

千種	中	昭和	瑞穂	熱田	守山	名東	天白	計
2	1	4	1	1	1	1	5	16

注：市内唯一の医療型児童発達支援センター（旧 肢体不自由児通園施設）。市内全域対象。

表2-4 障害程度

(単位：人)

区 分	身体障害1級	身体障害2級	身体障害3級	身体障害4級	な し	計
愛護1度(最重度)	7	3	1			11
愛護2度(重 度)	3	1				4
愛護3度(中 度)						0
愛護4度(軽 度)			1			1
な し						0
計	10	4	2	0	0	16

(1) 卒・退園児の進路

進路は表2-5のとおり。

表2-5 進路（5年間推移）

(単位：人)

区 分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
名古屋特別支援学校（通 学）	1		1		
名古屋特別支援学校（訪問教育）	1				
港特別支援学校（通 学）	5	5	1	2	1
港特別支援学校（訪問教育）			1	1	
その他特別支援学校					1
地域の小学校（通 学）					
保育園入園			2	3	
幼稚園入園					
みどり学園（児童発達支援センター）入園	2	1	2	2	2
他の児童発達支援センター入園	2	5	1	3	2
市外転出		1			2
死亡	2				1
その他	1		1		
計	14	12	9	11	9

注：「その他」は、他施設入所・病院入院・家庭復帰等

イ 療育について

正規職員は、園長（事務取扱）1人、保育士4人の配置である。そのため、中央療育センターの医師や診療相談系の看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士らの協力を得て、保育士を中心に専門的療育に努めている。医療的ケア児対応等のため診療相談系の看護師が交代で健康管理に努めている。

専門的な療育プログラムとして音楽療法・プール療育・スヌーズレン（多感覚刺激）を実施するとともに、様々な行事をとおして多様な体験活動を行っている。

また、保護者が療育知識や技能を習得し、家庭での療育に役立てられるよう支援に努めている。

(ア) 療育内容など

a ねらい

- (a) 泣いたり、笑ったり、気持ちをいっぱい表現しよう。
- (b) 五感を通して、いろいろな刺激を感じよう。
- (c) 親子で安心して過ごせる場所にしよう。

b 日課

日課は表2-6のとおり。

表 2 - 6 日 課（通常療育の場合）

時 間	日 課
9 : 45	登園（通園バスなど） 検温、排泄
10 : 00	お母さんの体操（ラジオ体操第2）
10 : 05	体操（ふれあいリラックス体操、リズム体操）、水分補給
10 : 45	朝の会（今月の歌・おはようの歌）、出席確認の呼名・シールはり
11 : 00	課題療育（室内あそび・製作・おさんぽ・音楽療育・スヌーズレン・お誕生会・園庭プール等）
11 : 40	給食（食後の歯磨き）
13 : 00	親子分離療育（保護者は控室にて昼食・休息） ふれ足体操・自由遊び
13 : 45	帰りの会（さよならの歌）
14 : 00	降園
14 : 10	通園バス発車

c ふれあいリラックス体操・リズム体操

療育への導入として、音楽に合わせ手足の指等にやさしく触れ、親子の心と身体をほぐす「ふれあいリラックス体操」や親子でリズム体操をして児童が動こうとする自主的な気持ちを大切にしている。

d 音楽療法

日本音楽療法学会認定音楽療法士による専門的な音楽療法を平成13年度から実施している。音楽や楽器をとおして聴覚・視覚・触覚等の感覚に働きかけ、身体的なリズム感覚を引き出し、ボディイメージを育てる、手指への意識を高め協応運動を促す等により心身機能の維持改善、生活の質の向上等を図っている。

e プール療育

水中では姿勢の保持・変換が困難な児童が浮力や水圧を利用して様々な姿勢や変化を体験でき、運動量が確保されるため食欲や睡眠を促す等生活面での効果がある。

保護者や保育士とスキンシップを通してリラックスしながら水中で集団遊びすることにより仲間と交流できる等、様々な療育効果も期待できる。

プール療育は金曜日（4月から12月）に名古屋市障害者スポーツセンターにおいて実施している。ただし、主治医の許可が得られない等で入水ができない児童は学園で通常療育を行っている。

表2-7 プール療育

目 的	水に慣れ親しみ、水の中で身体を動かす楽しさを体験する。 浮力や水圧がある水中運動により健康の維持増進を図る。 親子のスキンシップを深め、水中集団遊びを通じて友だちと交流する。
日 時	金曜日 10:00～12:30（入水10:35～11:20）
場 所	名古屋市障害者スポーツセンター（名東区勢子坊2-501）
内 容	10:00 集合（通園バス 9:30学園発） 健康チェック（検温・脈拍・聴診・健康観察等） 着替え 10:25 プールサイド ハトポップ体操・準備運動 シャワー 10:35 プール ・集団水慣れプログラム（音楽に合わせて10分程度） （腰かけキック・歩き・ゆらし・ジャンプ・バブリングなど） ・集団あそび・個人療育プログラム・個人遊泳（20分程度） 11:10 退水（順次介助し更衣室へ、保温・シャワー・着替え） 11:30 昼食指導・休息（昼食） お帰りの会 12:30 解散（通園バス出発 13:00学園着）

※新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中等中止となった期間あり

f 単独療育

就学等を控える年長児等の精神的な成長や自立心を育成するため、児童のみ単独で通園し、集団生活を経験する単独療育を対象の児童について実施している。

（平成15年開始）。

g 行事

令和2年度に実施した主な行事は表2-8のとおり。

表2-8 令和2年度 行事

区分	学園行事	家族支援	健康診断
4月	入園式		
5月			
6月		保護者教室（新型コロナウイルス感染症について）	歯科健診
7月	七夕会		身体測定（随時）
8月		8/3～14在宅療育	
9月		個人懇談	
10月	運動会、ハロウィン、クラス遠足		健康診断、身体測定（随時）
11月		保護者学習会（就学について）	
12月	クリスマス会、バス散歩	12/24～1/6在宅療育	
1月		手作りおやつ（かぼちゃきんとん）、保護者学習会（理学療法士の話）	身体測定（随時）
2月	節分会	保護者学習会（防災の話）、保護者学習会（作業療法士の話）	
3月	ひなまつり会、卒園式	3/22～4/7在宅療育	

※新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中等に多数の行事等が中止となった

(1) 理学療法・作業療法

療育の開始前・終了後に週1回、個別に理学療法を実施している（表2-9のとおり）。

同様に、上肢機能訓練・日常生活動作訓練・感覚統合療法等による作業療法を実施している（表2-10のとおり）。

表2-9 理学療法実施延人数（月別、令和2年度）

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	11	7	25	18	18	24	14	14	14	14	15	16	190

表2-10 作業療法実施延人数（月別、令和2年度）

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	8	4	18	14	13	15	9	6	8	12	16	14	137

ウ その他

(ア) 保護者教室

保護者支援として各種の保護者教室を実施している。表2-11のとおり。

表2-11 保護者教室（令和2年度）

区 分	内 容	講 師 等
6月	新型コロナウイルス感染症について	中央療育センター看護師
8月	ブラッシング指導	中央療育センター歯科衛生士
11月	就学について	名古屋特別支援学校 教諭
1月	特別支援学校の体験談	卒園児保護者
	理学療法の話	中央療育センター理学療法士
	呼吸器感染症について	中央療育センター看護師
2月	在宅での災害対策	中央療育センター看護師
	給食試食会	中央療育センター管理栄養士
	作業療法の話	中央療育センター作業療法士

(イ) アフターケア

卒退園児を対象に成長の様子を共有し支援の継続性を図るため、保育士や理学療法士等が、特別支援学校・通園施設等を訪問しアフターケアに努めている。

(3) すぎのこ学園

すぎのこ学園は、児童福祉法に基づく、主に難聴幼児を対象とした福祉型児童発達支援センターである。就学前の児童と保護者がともに通園し、生活の場面や季節の行事等を楽しみ体験することで社会参加の意欲を高め、コミュニケーションやことばの力を育てることを目指した療育に努めている。

表3-1 園児数

(単位：人)

男	女	計
11	10	21

注：途中入園児を含む

ア 難聴

多くの産科病院等で新生児聴覚スクリーニングが導入されており、難聴の発見は低年齢化している。そのため、保健センターでの1歳6か月児健診、3歳児健診で発見・紹介されるケースは少なくなっている。

難聴児の言語獲得のためには、1日も早い発見と指導・教育が不可欠とされている。

(ア) 園児の概況

a 性別・年齢別・障害の程度別

令和2年度の在籍児（途中入園児を含む）は21人であり、その性別・年齢別及び障害の程度別の内訳は、表3-2及び表3-3のとおりである。難聴幼児通園施設は全国的に数が少ないため、市内全域からだけではなく市外から通園してくるケースがあり、令和2年度は5人が市外から通園してきている。

表3-2 年齢別・性別等内訳

(単位：人)

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
性別	男		2	2	2	4	1	11
	女		1	2	2	2	3	10
計		0	3	4	4	6	4	21
並行通園の状況 (再掲)	幼稚園				1	4	3	8
	保育所		1	1	2	2	1	7

表3-3 障害の程度別の内訳

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
身体障害者手帳2級			1		2		3
身体障害者手帳3級			1	1			2
身体障害者手帳4級		1					1
身体障害者手帳6級			1	2	3	2	8
非 該 当		2	1	1	1	2	7
計	0	3	4	4	6	4	21

注：聴覚障害の等級は、2,3,4,6級のみ。

b 難聴の診断年齢・診断機関及び入園経路

難聴の発見時期は新生児聴覚スクリーニングの導入に伴い、低年齢化してきており、1歳未満で診断されるケースが増えてきている。身体障害者手帳に該当しない程度の難聴も低年齢で発見されるケースが増えている。その一方で、ことばが遅いことを主訴に受診して2歳前後で難聴が発見されるケースや、3歳を超えて発見されるケースもまだ見られる。

表3-4 難聴の診断機関及び年齢

(単位：人)

区 分	0 ～ 6か月	7か月 ～ 12か月	1歳1か月 ～ 1歳6か月	1歳7か月 ～ 2歳	2歳1か月 ～ 2歳6か月	2歳7か月 ～ 3歳	3歳1か月 ～ 3歳6か月	3歳7か月 ～ 4歳	4歳1か月 ～ 5歳	5歳1か月 ～ 6歳	計
中央療育センター						1	1				2 (0)
あいち小児保健医療 総合センター	4 (2)	5 (2)									9 (4)
病 院	9 (3)					1					10 (3)
地域療育センター (中央除く)											0
計	13 (5)	5 (2)	0	0	0	2	1	0	0	0	21 (7)

注：() 内は身体障害者手帳非該当の児童を再掲

表3-5 入園の紹介ルート

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
あいち小児保健医療総合センター		3	3	1	3	2	12
保 健 セ ン タ ー							0
病 院			1	3	2	1	7
地 域 療 育 セ ン タ ー					1	1	2
そ の 他							0
計	0	3	4	4	6	4	21

表3-6 入園時の年齢

(単位：人)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
0か月 ～ 6か月					
7か月 ～ 1歳					
1歳1か月 ～ 1歳6か月	5	2	2	3	3
1歳7か月 ～ 2歳	13	12	9	10	5
2歳1か月 ～ 2歳6か月	7	4	4	4	6
2歳7か月 ～ 3歳	3	3	1	2	
3歳1か月 ～ 3歳6か月	3	3	3	4	3
3歳7か月 ～ 4歳	3	1	1	3	3
4歳1か月 ～ 4歳6か月					
4歳7か月 ～ 5歳					
5歳1か月 ～ 5歳6か月			1	1	
5歳7か月 ～ 6歳	1	1	1	1	1
6歳1か月 ～ 就学					
計	35	26	22	28	21

c 入園までの指導

難聴が発見され、入園が決定した児童に対しては、入園前に次のことを行っている。

(a) 見学

各年齢のクラスを、それぞれ最低1回見学してもらっている。これによって、学園の指導内容を具体的に理解してもらい、スムーズに療育に参加できるようにしている。

(b) ガイダンス

難聴と診断された後、難聴、聴力、補聴器についてガイダンスし、聴力確定、補聴器装用を図っていく。ガイダンスは入園後も適宜行っている。

(イ) 療育指導の概況

a 指導目標

補聴器を適切に使用し、残存聴力を最大限に活用し言語の発達を促すことが目標となる。そのために、集団指導・個別指導とも、保護者も参加し、当園での療育活動を家庭での療育に活かしてもらうように心がけている。低年齢ほど、保護者への援助・指導の比重が大きくなっている。

b 通園回数

集団指導は、年齢別のクラスを原則としている。

個別指導は、週1回・1時間、言語聴覚士が行っている。

表3-7 年齢別通園回数

区 分	集団指導	個別指導	通園回数
1 歳	週2回	週1回	週2回
2 歳	週3回	週1回	週3回
3 歳	週3回	週1回	週3回
4 歳	週1回	週1回	週2回
5 歳	週1回	週1回	週2回

c 日課

基本的な日課は、表3-8のとおりである。（ただし、年中児・年長児は、幼稚園・保育所へ通うことを中心としているため、クラス運営は午後行っており、日課も異なる。）

毎日の日課を訓練室に掲示して、その日の指導内容を保護者に把握してもらうよう努めた。

指導内容については毎月クラスごとにその月の行事を考慮して設定したテーマ（目標）に沿ったものとし、体験の共有や積み重ねを大切に行った。さらにきめ細かい指導を行うため、個人ごとの目標も設定して、月初めに保護者へ説明の上、クラス目標とともに配付した。また、学期ごとに行う療育指導のまとめについても同様に配付して、保護者に児童の発達や療育に対する理解を深めてもらった。

表3-8 基本日課表

9:30	10:30	11:15	11:45	13:00	14:00		
個別 訓練	聴力 検査	体操	朝うお のた話 あいさつ	課題	給食 ※自由 あそび	個別 訓練	聴力 検査
親子	親子	親子	親子	親子又は親子分離	親子		

注：令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により自由あそびは実施していない。

d 年間行事

令和2年度の行事の実施状況は、表3-9のとおりである。

表3-9 年間行事実施表

区分	実施した行事名	新型コロナウイルスの影響により中止した行事名
4月	始業式	こいのぼり制作、こどもの日の行事
5月		春の遠足（東山動物園）
6月	千種ろう学校見学会、歯科検診、ブラッシング指導	家族参観
7月	七夕飾り制作、七夕会、健康診断	プール遊び
8月		プール遊び
9月	運動会の応援グッズ制作、運動会	
10月	秋の遠足（芋ほり）	クッキング（芋スタンプに変更）
11月	健康診断	家族参観
12月	クリスマス会	
1月	たこあげ、鏡開き、鬼の面制作、節分会（豆まき）	
2月	ひな人形制作、ひなまつり会	
3月	修了式	お別れ遠足（園内レクリエーションに変更）

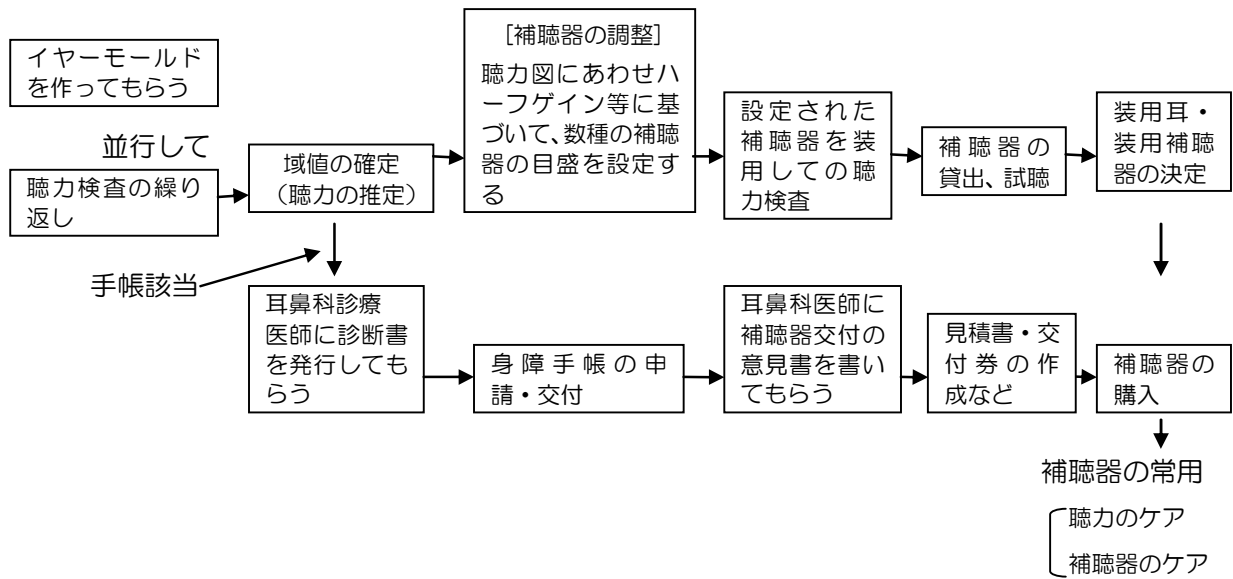
e 補聴器のフィッティング

園児等の補聴器は、図3-1のようなフィッティングの手続きを経て決定されるが、デジタル補聴器フィッティング装置等の機器を利用してフィッティングの簡易化も図っている。

令和2年度においては園児延べ30件の補聴器の調整を行っている。園児の装用している補聴器は、両耳の聴力レベルにさほど差がない場合は耳かけ型補聴器を両耳に装用することが中心だが、差がある場合は片耳装用、フィッティング途上では交互装用をしている。

令和2年度末において、園児の装着している補聴器の種類と人数は、人工内耳6人（人工内耳両耳装用4人・片耳補聴器併用2人）、耳かけ型補聴器両耳装用13人、片耳装用2人であり、近年、人工内耳を両耳装用している園児が増えている。

図3-1 補聴器フィッティングの流れ



f 聴力管理

園児の補聴器フィッティングやその後の聴力管理のため、繰り返し聴力検査を行っている（表3-10）。

表3-10 月別聴力検査回数

（単位：件）

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自覚的聴力検査	BOAテスト													0
	CORテスト			1										1
	ピープショウテスト	2	1	19	6	4	12	8	8	6	7	15	6	94
	標準聴力検査									1		1		2
	語音聴力検査													0
	SPR ヒアリングメーターによる聴力検査													0
他覚的聴力検査	ABR（ASSR）								1					1
	インピーダンス オーディオメトリー													0
計		2	1	20	6	4	12	8	9	7	7	16	6	98

注1：耳鼻科診察時の聴力検査は除く。

注2：表中、検査方法等は略称で表示したが、正式な名称は以下のとおりである。

BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査、

ABR：聴性脳幹反応、ASSR：聴性定常反応検査

イ 言語

平成5年度から「幼児言語教室」の事業を開始した。これは、いわゆる「障害児」には分類されにくい児童の療育ニーズの高まりに対する施策の一環として考えられたものである。低年齢では、障害が重くない場合、学習障害、自閉症、発達遅滞、言語発達遅滞などのはっきりした診断をつけられない場合も多く、「ことば遅れ」として扱われることが多い。3歳児健診のころから「ことば遅れ」に対する療育ニーズは高まり、保健センターでのフォローアップのほかに専門的療育サービスが必要とされてきた。そこで、すぎのこ学園の定員の一部を利用して、「幼児言語教室」を始めた。

試行という形で、昭和区、天白区の「ことば遅れ」の学齢2歳児に限って、1年間措置（平成19年度からは契約）入園するという形態をとって平成5年4月から定員7人でスタートし、平成14年度からは対象区を広げた。さらに平成22年度より、2クラス体制をとり、定員を14名に増員した。

その後、東部地域療育センターの開所で対象区が減ったこともあり、平成27年度から定員を1クラス7人とした。平成29年度は、対象児童が3人以上集まらず開催を見送った。平成30年度は、対象児童が4人集まった6月から教室を開始した。この間、今後の「幼児言語教室」の存続について議論を重ねてきたが、対象児童の減少、保護者ニーズの減少により平成30年度の開催を最後に終了することになった。

3 くすのき学園（児童心理治療施設）

くすのき学園は、不登校、家族の中での不適應・關係不調、被虐待、緘黙、集團不適應、盗みや反抗・乱暴等の心理的な困難を抱えた児童の心理治療、生活指導及び学校教育を行う施設である。精神医学、臨床心理、生活指導、学校教育の各分野の専門家が共同して児童やその家族を援助している。

生活指導場面では、日常生活の場面、児童同士のミーティングや買い物、外出、学園行事を通じて社会性をより広く身につけるように設定されている。

学校場面では、一人ひとりの能力や学習進度に合わせて、授業が設定されている。中学校3年生は、高校進学、職業選択など進路指導が重要な問題になっている。また、本校（川原小学校、川名中学校）との連携の下、本校児童、生徒との交流を図る取り組みをしている。

中部ブロックの愛厚ならわ学園（愛知県半田市）、中日青葉学園わかば館（愛知県日進市）、桜学館（岐阜県関市）及び悠（三重県桑名市）との交流会もあり、同じ種類の施設としての情報や技術の交換をして連携をしている。また、全国児童心理治療施設職員研修会や各部門別の研修会に参加している。

（1）在園児の概況

ア 学年別在園児童数

表1 在籍児童の状況

（単位：人）

区分	小学生			中学生			学園全体
	男	女	計	男	女	計	
入 所	8	7	15	6	5	11	26
通 所	0	1	1	3	1	4	5
計	8	8	16	9	6	15	31

注1：令和3年3月1日現在

注2：児童養護施設、里親宅からの通所児も含まれる。

イ 在園期間（令和3年3月31日までの期間）

平均在園期間は、小学生は1年6か月、中学生は1年5か月、全体で1年6か月だった。今年度在園していた児童の中で最も長く在籍した児童の在園期間は4年5か月だった。

ウ 家庭の状況

表2 家庭の状況

(単位：人)

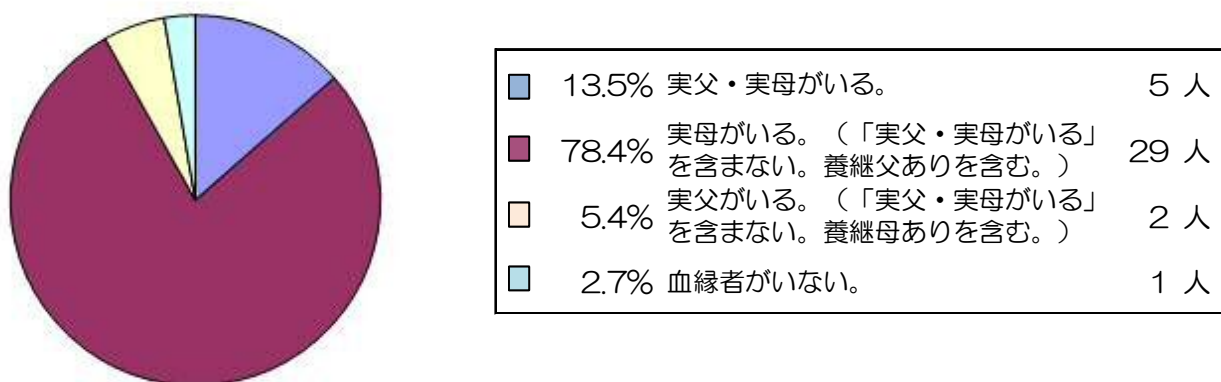
区分	実父・実母	実父・養母	養父・実母	継父・実母	実父・継母	養父	実母	計
入所	5	1	1	3	1	1	19	31
通所							6	6
虐待なし	1						1	2
								0
虐待あり	ネグレクト	2	1	1	3	1	12	20
							4	4
	身体的虐待	3		1	2	1	8	16
							3	3
	心理的虐待	2	1	1	3	1	16	25
							5	5
	性的虐待						3	3
							1	1

注1：上段は入所、下段は通所となっている。

注2：「虐待あり」の内訳については1人の児童について2種類以上重複しているものがある。

注3：令和2年度中の在籍児童。

図1 家庭の状況



令和3年3月1日現在、家庭での養育上の問題をあわせもった児童（養護ケース）は29人、在園児全体の約94%である。小学生の男7人、女7人、中学生の男9人、女6人だった。

(2) 入園児

令和2年度は13人が入園した（措置変更によるものを含む）。小学生が6人、中学生が7人だった。

表3 入園児の状況

区 分	性別	入/通所	入園理由
小2	男	入所	被虐待
小2	男	入所	被虐待
小4	男	入所	被虐待
小5	女	入所	被虐待
小5	女	入所	被虐待
小6	女	入所	被虐待
中1	男	入所	親子関係不調
中2	男	入所	被虐待
中2	男	入所	不登校
中2	男	通所	被虐待
中2	男	通所	性格・行動
中2	女	入所	被虐待
中3	女	通所	親子関係不調

(3) 退園児

令和2年度は10人が退園した（措置変更によるものを含む）。小学生が2人、中学生が8人だった。在園期間については、最短4か月、最長4年5か月、平均2年1か月だった。

表4 退園児の状況

区 分	性別	入/通所	退園月	在園期間	退園理由、退園後の進路
小4	女	入所	3	1年 0か月	家庭引き取り
小6	男	入所	3	4年 1か月	児童養護施設・通所に措置変更
中2	男	入所	2	2年 9か月	児童養護施設・通所に措置変更
中2	男	入所	3	2年 2か月	児童養護施設・通所に措置変更
中3	女	入所	10	1年 10か月	児童養護施設・通所に措置変更
中卒	男	入所	3	2年 5か月	中卒後、家庭引き取り
中卒	男	通所	3	4年 5か月	中卒後、家庭から進学
中卒	男	通所	3	0年 11か月	中卒後、児童養護施設から進学
中卒	女	入所	3	1年 1か月	中卒後、家庭から進学
中卒	女	通所	3	0年 4か月	中卒後、児童養護施設から進学

(4) 心理治療

心理治療は週1回45分を目安に実施し、個々のケースの状態と必要性に応じて柔軟に対応を変えている。家庭や児童の状況・状態によって、家庭訪問や関係機関との調整を実施している。

家族治療では、保護者の都合で定期的に面接を行うことができない場合が多く、児童側の問題を除いても、保護者側の養護（養育）上の問題点がそのまま残されてしまうことが多い。

表 5 在園児と家族への治療・援助状況

(単位：回)

区 分	内 容		小学生	中学生	計
在 園 児	治療回数		534	601	1,135
	治療方法（注1）	カウンセリング	8	55	63
		遊戯療法	492	482	974
		工作その他	112	166	278
		箱庭	10	8	18
		心理テスト	28	40	68
家 族	来所面接		38	53	91
	家庭訪問		6	2	8
そ の 他	関係機関との調整（注2）		288	289	577
	その他との調整（注3）		4	3	7

注 1：1回の治療の中で2種類以上の方法が重複している場合もある。

注 2：関係機関とは、学校、施設、病院、警察等である。

注 3：その他は、区役所での転入手続きが主である。

(5) 生活指導

ア 生活指導

生活指導の日課は、表 6 のとおりである。

指導員・保育士が規則正しい生活を通して、児童に生活習慣の確立と情緒の安定、発達を促していくよう指導をしている。最近の傾向として、要養護児童が増加しており、家庭的な処遇を心がけ、年齢・能力に応じた基本的な生活習慣を養い、買い物指導・園外指導を通じて社会性を養うことに配慮し、自主自立に向けて指導している。また、集団に入れない児童、対人接触の少ない児童についても個別的な配慮をしている。学習について、小学生は日課に沿って学習しているが、中学生は担当職員と時間を決めて学習しているほか、学生による学習支援も実施している。

通所児童についても、降園時刻までは入所児童と同じ日課に基づいて行動している。

(登園時刻 8:30、降園時刻 14:00～15:00)

表 6 日課表 (平日)

7:00	起 床		おやつ
7:30	朝 食		自由時間
	歯みがき・登校準備	16:30	片付け
8:30	登 校		入 浴
	学 校	17:30	夕 食
			歯みがき
12:00	給 食	19:00	自由時間・就床準備
	学 校	20:00	(小学1～2年生) 就床
14:00～ 15:00	下 校	21:00	(小学3～6年生) 就床
	学 習	22:00	(中学生) 就床

イ 年間行事

令和元年度の実施内容は、表 7 のとおりである。例年、GW、夏休み、冬休みなどの長期休暇には、余暇活動を充実させることや全員で楽しく過ごせるような時間を持つことを目的に外出を行っている。その中で、公共のマナーを身につけたり、体験活動の充実を図ったりしている。しかし、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、学园内での行事のみ実施した。

表 7 年間行事実施表

区 分	行 事 名
4月	バイキング
5月	
6月	小中合同遠足（レゴランド）、サッカー観戦、野球観戦
7月	海の家、バイキング、スポッチャ、科学館
8月	ディズニーオンアイス、野球観戦、円頓寺夏祭り、夏の外出（プール、バイキング、ボウリング、映画鑑賞）、バーベキュー
9月	ミュージカル鑑賞
10月	くすのきまつり
11月	秋の遠足（ナガシマスパーランド）
12月	バスケットボール観戦、クリスマス会
1月	バイキング
2月	卒業を祝う会
3月	

ウ ミーティング

児童間でのミーティングを必要に応じて開いた。職員から声を掛けることもあれば、児童から提案がある場合もあった。「協調性」や話し合いのルールを学びとるとともに、職員との信頼関係を深めるために開催した（開催頻度や内容はフロアにより異なる）。

エ その他

（ア）保健管理

学園の医療としては、中央療育センターの診療部門がその役割を主に果たしており、入園児の健康上の問題を早期に発見し、治療している。

また、定期的な検診として、入園時検診、年 3 回の身長・体重測定、歯科・眼科等の検診を実施したほか、講師による歯みがき指導などを通じて、児童が健康への関心を高めるように指導した。

（イ）安全教育

火災等、災害に対する児童の安全意識を高めるとともに、非常時に問題なく職員の誘導に従うことができるように日頃から準備をしておくため、避難訓練を毎月実施した。

(ウ) 性教育

人権意識や正しい性の知識を身に付けること、また、自分の身を守れるようにすることを目的とし、月1回程度、学習会形式で性教育の会を行った。会の内容は、学年や発達、性別に合わせて行った。

(エ) グループワーク

身体をうまく使えるようになることや、仲間と協力して遊べるようになることを目的とし、小学生を対象に遊びの会を月1回程度行った。

(6) 学校教育

ア 小学校教育

昭和 48 年 6 月より、小学生の処遇開始に伴い、名古屋市立滝川小学校情緒障害学級として、施設内に開設された。平成 22 年 5 月の施設移転に伴い、同年 4 月より、名古屋市立川原小学校自閉・情緒障害特別支援学級となった。平成 25 年 4 月からは、名古屋市立川原小学校の分校となった。

(ア) 学年別在籍児童数

表 8 学年別在籍児童内訳

(単位：人)

区 分	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
男	0	2	1	1	2	2	8
女	0	0	1	2	3	2	8
計	0	2	2	3	5	4	16

注：令和3年3月1日現在

(イ) 学級編成

児童の数から、令和 2 年度は 2 学級で編成しているが、児童の状態や個人差により、個人を取り出して授業を行うこともある。

(ウ) 授業単位数、週時程、週行事

名古屋市の通常学級の教育課程を基本にした編成を行っているが、編成の仕方は教科等の学習に対する個々の児童の不安や治療の進み具合の程度等に合わせて弾力的に行っている。

表 9 授業単位数週配当表

(単位：単位)

区 分	教 科									道 徳	特 別 活 動	総合的な学習の時間	外国語活動	外国語	計
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育						
1学年	9	—	4	—	3	2	2	—	3	1	1	—	—	—	25
2学年	9	—	5	—	3	2	2	—	3	1	1	—	—	—	26
3学年	7	2	5	2.6	—	1.7	1.7	—	3	1	1	2	1	—	28
4学年	7	2.6	5	3	—	1.7	1.7	—	3	1	1	2	1	—	29
5学年	5	2.9	5	3	—	1.4	1.4	1.7	2.6	1	1	2	—	2	29
6学年	5	3	5	3	—	1.4	1.4	1.6	2.6	1	1	2	—	2	29

注：1 単位は 45 分である。

表１０ 週時程表と週行事

区 分		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8:30						
8:45		読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動
	1時限	8:45～学園全体打ち合わせ会(教員は代表参加)				
9:30						
9:40	放 課					
	2時限					
10:25						
10:40	放 課					
	3時限					
11:25						
11:35	放 課					
	4時限					
12:20						
	給 食					
12:50						
	放 課					
13:00						
	5時限					
13:45						
	(小学校) (中学校)	清掃・帰りの会 放 課	清掃・帰りの会 放 課	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会
13:55						
	6時限 (中学校)				クラブ (中学校)	クラブ (小学校)
14:40						
	(中学校)	帰りの会	帰りの会	三部会 (週1回)	帰りの会	帰りの会
14:50			職員会議 (月1回) 小中打ち合わせ会 (月1回)		ケース会議 (随時)	

(エ) 交流及び共同学習

社会的適応力を身に付けるために、外部の集団に慣れることも必要である。そのため、儀式的行事や運動会（体育大会）、宿泊行事などは、本校の行事に参加している。

イ 中学校教育

昭和 59 年度に、名古屋市立川名中学校情緒障害児学級として、施設内に 1 学級が開設された。昭和 61 年度には 1 学級が増設され、2 学級 3 担任に、さらに平成 9 年度に 1 学級が増設され、3 学級 4 担任に拡充されたが、平成 22 年度より 2 学級 2 担任に減級、減員になった。

平成 25 年度からは、名古屋市立川名中学校分校となり、教員数が 7～8 名となった。

(ア) 学年別在籍生徒数

表 11 学年別在籍生徒内訳

(単位：人)

区 分	1学年	2学年	3学年	計
男	2	4	3	9
女	2	3	2	7
計	4	7	5	16

注：令和 3 年 3 月 1 日現在

(イ) 学級編成

2 学級あり、8 人の担当教員が指導を行っている。

(ウ) 授業単位数、週時程、週行事

授業は、通常の教育課程に準じて行うが、小学校同様、生徒の実態を考慮して、授業単位数の週配当は、表 12 のとおりである。週時程と週行事については、表 10 のとおりである。

表 12 授業単位数週配当表

(単位：単位)

区 分	教 科 別 の 指 導									道 徳	特 別 活 動	総 合 的 な 学 習 の 時 間	自 立 活 動	計
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	技 術・家庭	保健体育	英 語					
1学年	4	3	4	3	1	1	1	3	4	1	1	1	2	29
2学年														
3学年														

注：1 単位は 45 分である。

(エ) 合同学習

治療的かわりをもつことと、集団での学習体験をさせることの両面から、1 学年から 2 学年もしくは 1 学年から 3 学年の合同学習の授業を設定した。合同学習の教科は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭である。

（オ） 個別指導

在籍生徒の措置理由として、不登校や虐待が9割以上を占めることから、心理治療を必要としている。そのため、こうした生徒に対しては、治療の進展に合わせて基礎的な教科学習を含めた個別指導を実施する。また、各担任は、授業後の時間を活用して、進路指導等についての話し合いも行う。

（カ） 進路指導

進学指導は、本校の進路指導主事と連携を取りながら、進めている。

就職指導は、職業安定所による職業相談実施計画にあわせて、職業相談や職場見学を実施し、一般学卒の枠の中で進めている。

しかし、このような生活環境の中、希望する進路をかなえられないこともある。その要因として、家族関係不調の生徒が増え、卒業後の行く先（居住）が不安定で、進路先を決めにくいことがあげられる。

（７） その他の事業

ア 家族療法事業

平成４年度から始まった。令和２年度は６ケース、のべ５１回の治療面接を実施した。会計年度任用職員（セラピスト）２人を配置して、家族療法、家族面接を実施した。

イ アフターケア

学園を退園し家庭復帰した児童の電話相談や来所面接、家庭訪問や学校訪問等を児童相談所と連携しながら行っている。また、児童養護施設等へ措置変更をした児童についても、施設訪問や来所面接等を必要に応じて行っている。

[資料] WHO の診断分類による児童の状況

臨床に即した診断と分類を行い、職員間のコミュニケーションのためや研修時の共通概念を持つため、診断分類を行い児童の状況把握に役立てている。全国情緒障害児短期治療施設協議会と基準を合わせるために、平成 14 年度からそれまでの ICD-6 に替え、ICD-10 で統計分類をすることとした。

表 13 入・退園児の状況及び退園児童の在園期間（年単位）別状況

（単位：診断数）

区分	入園児童診断数		退園児童診断数		2年度の退園児童の在園期間								
	2年度まで累計	2年度入園分	2年度まで累計	2年度退園分	1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年～6年未満	6年～7年未満	7年～8年未満	8年以上
XX特になし	28	2	26	1			1						
F10-19													
F20-29	4		4										
F30-39	11		11										
F40-48	193		192	2		1	1						
F50-59													
F60-69	25	1	24										
F70-79	6		6										
F80-89	102	4	99	3	1	1	1						
F90-98	335	7	317	4	1	1			2				
F99													

注：1人が2つの分類をもつ場合がある。

（診断分類 ICD-10 F コード表の見方）

注1：ICD-10 とは International Statistical Classification of Disease の略で、WHO の国際疾病分類第 10 改訂版 1990 をいう。

注2：ICD-10 の構成（F コード）については、以下を参照のこと。

- F00-09 症状を含む器質性精神障害
- F10-19 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- F20-29 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害
- F30-39 気分（感情）障害
- F40-48 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- F50-59 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- F60-69 成人の人格及び行動の障害
- F70-79 精神遅滞
- F80-89 心理的発達の障害
- F90-98 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
- F99 特定不能の精神障害

4 発達障害者支援センター りんくす名古屋

発達障害者支援センター（以下支援センター）は、発達障害*1児（者）やその家族、関係機関からの相談を受けて、本人や家族が安心して地域生活を送れるように支援のコーディネートを行っている。また、ライフステージを通して一貫した支援のために医療、教育、労働、福祉等の関係機関とのネットワークが広がるように働きかける事業を行っている。対象は子どもから大人までで、年齢制限はない。

支援センターの事業は、（１）相談業務（２）人材育成・普及啓発（３）情報発信（４）関係機関等との連携 の４つの柱から成っている。

*1 「発達障害」…発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群およびその他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

（１）相談業務

相談業務とは、発達障害児（者）やその家族、関係機関等からの様々な相談に応じ、助言や情報提供等を行うものである。相談の流れは、①電話・ファックス・Ｅメールでの相談の受付、②面接（相談ニーズの確認・課題の整理）、③具体的な支援の開始、となる。

相談業務は内容によって、「相談支援」、「就労支援」の２つに分けられる。「就労支援」とは就労に関する全ての相談に対する支援を指し、「相談支援」とは、就労支援以外の発達障害に関する全ての相談である。平成 30 年度から３年間の実績を表 1 に示す。

面接については、まず電話受付の段階で助言や情報提供を行った上で、基本的には就労相談を対象に、必要に応じて実施しており、面接後は、相談者のニーズや状況に応じて適切な機関に繋いでいる。

紹介先としては、相談支援の場合は障害者基幹相談支援センターや地域活動支援事業所等が、就労支援の場合は愛知障害者職業センターや就労移行支援事業所等の就労支援機関やハローワーク等が挙げられる。紹介先への情報提供書は相談の当事者本人とともに作成している。

支援機関に同行する「訪問」の目的は、事業所を決めるための見学や、紹介先の支援者へのアドバイスなど多様化してきている。

表 1 相談業務の実績

（単位：人）

区分	実人数			延人数								
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
					面接	訪問		面接	訪問		面接	訪問
相談支援	1,296	1,095	908	1,899	(20)	(8)	1,770	(19)	(3)	1,836	(43)	(3)
就労支援	250	241	203	826	(150)	(31)	985	(229)	(30)	955	(192)	(20)
計	1,546	1,336	1,111	2,725	(170)	(39)	2,755	(248)	(33)	2,791	(235)	(23)

注：（ ）内は件数を再掲

表2 相談内容の内訳（複数選択）

相 談 内 容	件数
相談の対象となっている児（者）が発達障害かどうか知りたい。	132
現在の生活に関することや、家庭で家族ができることを知りたい。	1,185
利用できる制度について知りたい。（手帳、年金、手当、障害福祉サービスなど）	57
診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい。	359
現在通学している学校、利用しているサービス等に関する相談をしたい。	78
進路や将来の生活に関する相談をしたい。	52
対応困難な状況の改善について相談したい。（強度行動障害、ひきこもりなど）	35
今後の就労について相談したい。	453
現在勤めている職場に関する相談をしたい。	412
その他	113

注：1件で複数の相談内容を含むものは重複計上してある。

表3 年齢別にみた障害種別（実人数）

（単位：人）

区 分	乳幼児	小学生	中学生	16～ 18歳	19～ 39歳	40歳 以上	不明	計
自 閉 症	15	32	14	12	40	23	7	143
アスペルガー症候群	4	4	4	8	40	14	10	84
広汎性発達障害	3	5	1	4	21	11	1	46
注意欠陥多動性障害 （AD/HD）	2	14	15	12	44	13	7	107
学習障害（LD）	0	1	1	1	1	1	0	5
そ の 他 ※注	1	8	2	1	23	16	6	57
不明(未診断を含む)	64	99	31	32	221	173	36	656
計	89	163	68	70	390	251	67	1,098

注：発達性言語障害や協調性運動障害等

「相談内容の内訳」を表2に、「年齢別にみた障害種別の人数」を表3に示した。

表2を見ると、「生活に関すること、家族ができること」に関する相談が最も多く、全体の41.2%を占めるが、「今後の就労」と「現在の職場」の相談も合わせて865件・30%を占めており、就労相談も主要な相談項目である。また、表3を見ると「19歳以上」が全体の58%を占めているが、就労相談以外にも、配偶者や高齢になった親に関する相談等がある。

(2) 人材育成・普及啓発

支援者の養成や家族、市民への普及啓発のため、研修開催や講師派遣を行っている。令和2年度に主催又は共催した研修及び講演会の実績を表4に、同じく、講師派遣とコンサルテーションの実績を表5に示した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修等が相次いで中止となり、結果的には研修が延べ31回、1,664名の参加にとどまった。講師派遣とコンサルテーションについては延べ34回、1,664名の参加であった。

表4 主催共催の研修及び講演会

月	研 修 内 容	参加人数
4	TEACCHプログラム研究会愛知支部講演会（主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部） 対象：保護者・支援者 講師：横浜やまびこの里 相談支援事業部 志賀 利一氏 社会福祉法人大府福祉会 たくと大府 林 大輔氏 内容：行動障害のある方のより良い暮らしをめざして ～現場で活かせる支援のコツをふまえて～	中止
5	アイズセミナー「お金・民事・刑事のトラブル対応力向上セミナー：保護者・支援者のための知った知識」 （主催：アイズサポート） 講師：長澤幸祐法律事務所 弁護士 長澤 幸祐氏 発達障害者支援センターりんくす名古屋の職員 内容：「障がい者の支援と法律の関わり」「発達障害者支援センターでの相談から言えること」 犯罪などのトラブルに巻き込まれないためにできる事前検討、事後対応	中止
7	行政窓口担当者対象発達障害ワークショップ研修（2回）（共催：あいち発達障害者支援センター） 対象：区役所・保健センター、生涯学習センター、スポーツセンター、図書館、ハローワーク 職員等 内容：講演「発達障害について」講師：支援センター職員 講演「親の想い」講師：ペアレントメンター ワークショップ「窓口で、その時あなたは」	中止
9	ペアレントメンター養成講座基礎研修（2日間）（主催：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 講師：愛知県医療療育総合センター中央病院 吉川 徹氏 内容：「リソースブックの作り方と地域活動」「発達障害入門講座」「相談の技術」、ロールプレイ	18名
	グループ相談会（9月～1月 計5回）（運営協力：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 対象：名古屋市内在住の中学校3年生までの発達障害のある子の保護者 内容：発達障害のある子の保護者に対してペアレントメンターが中心となって行うグループ相談	19名
	障害者福祉施設職員研修（共催：名古屋市社会福祉協議会、名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、 名古屋手をつなぐ育成会、名古屋市知的障害者更生相談所） 対象：名古屋市内の障害児(者)福祉施設職員 講師：アイズサポート 伊藤 久志氏 内容：「自閉症の特性と支援の組み立てに必要な行動の見方やアセスメント」	50名
	発達障害のある大学生への支援 ～大学卒業後の就労についての情報提供のための学習会～ 対象：名古屋市内にキャンパスのある大学の支援者（学生相談室、キャリアセンターなど） 講師：愛知新卒応援ハローワーク職員、なごや職業開拓校職員 内容：障害者就労についてのガイダンス	9名
	ペアレントプログラム支援者研修（9月～12月 計6回）（主催：名古屋市、事務局：りんくす） 対象：東区自立支援協議会児童部会所属の放課後等デイサービス事業所職員及び保護者 講師：発達障害者支援センターりんくす名古屋の職員 内容：ペアレントプログラムの実施と支援者養成研修	70名
10	ペアレントメンター養成講座講演会（主催：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 講師：NPO法人わっぱの会事務局長 羽田 明史氏 内容：「成人期の福祉サービス等の制度」	27名
11	ペアレントメンター養成講座講演会（主催：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 講師：愛知県医療療育総合センター中央病院副院長 水野 誠司氏 *事例検討会と併せて実施 内容：「発達障害によく依存する遺伝子疾患について」	26名
	「わかりやすい自閉症基礎講座」Web開催（主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 対象：保護者・支援者 講師：愛知県医療療育総合センター中央病院 吉川 徹氏 内容：自閉症に関して基本的理解や支援について	222名

月	研 修 内 容	参加人数
12	ペアレントメンターを交えたワークショップ研修 対象：子育て応援拠点職員、子育て支援拠点職員、つどいの広場職員等 内容：講演「発達障害について」講師：発達障害者支援センターりんくす名古屋の職員 「親の想い」講師：ペアレントメンター ワークショップ（ロールプレイ）	23名
	発達障害児のための進路の学習会 Web配信（2日間） （共催：中央療育センター診療相談係） 対象：発達障害のある小学校3年生～中学校3年生のお子さんの保護者 内容：「進路について」講師：名古屋市立守山養護学校 山田 恭史 氏 「就労について」講師：愛知障害者職業センター 五十嵐 恵和保 氏 「先輩お母さんの体験談」講師：ペアレントメンター	196名
1	保育士・幼稚園教諭向け連続研修会（1月～2月までの計2回） （主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 講師：豊田子ども発達センター 若子 理恵 氏 内容：自閉症基礎講座、サポートブック研修、事例検討ワークショップ、事例へのフォローアップ	61名
	高機能自閉症向けセミナーWeb開催 （主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 対象：保護者・支援者など 講師：和歌山大学教育学部教授 米澤 好史 氏 内容：「発達障害と愛着障害」	216名
2	施設職員のための連続セミナーWeb開催（2月～3月計2回） （主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 対象：施設職員、ヘルパー、放課後等デイサービス職員、相談支援専門員など学童期以上の支援者 講師：川崎医療福祉大学 諏訪 利明 氏 内容：「自閉症の理解と支援」①講義とグループワーク ②事例検討・ワーク	102名
	ペアレントメンター養成講座応用研修② （主催：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 講師：愛知県医療療育総合センター中央病院 吉川 徹 氏 講師：（特非）つながる子育てにじいろ 職員 内容：「未診断の方、診断後間もない方への支援」「若いお母さんの気持ちに寄り添う」	19名
	市民向け講演会「実は身近な発達障害」Web開催 （共催：NHK名古屋放送局、NHK厚生文化事業団中部支局） 講演「女性をとりまく発達障害」講師：心療内科・内科リエゾン・メディカル丸の内 村瀬 聡美 氏 パネリスト：男女平等参画推進センター 村瀬 智子 氏 特定相談支援事業所アライバル 石邨 桂子 氏	394名
3	ペアレントメンター事例検討・メンター交流会 （主催：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 講師：和歌山大学教育学部・愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会副会長 竹澤 大史 氏 内容：事例検討と交流会	18名
	世界自閉症啓発デー映画上映会 「トスカーナの幸せレシピ」 （共催：JDDネット愛知）	194名
計	延べ 28回	1,664名

表5 講師派遣・コンサルテーション

区分	派 遣 先	参加者数
医療	名古屋市歯科医師会付属歯科衛生士専門学校(2回)	53名
福祉	(事業所)TUTTI職員、(事業所)Kidsstar職員、(事業所)こもれび	328名
	里親サロン「子育て広場」、児童養護施設那爛陀学苑職員	
	ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業運営事業者、名古屋市児童養護連絡協議会、ひとり親家庭支援担当者	
	【地域子育て支援拠点等】名古屋市子ども・子育て支援センターのすくすくサポーター養成講座(3回)、イーブル名古屋なごや託児職員	
	中川区障害者自立支援協議会人材育成部研修、みなと福祉会新規職員研修	
	介護労働講習(介護従事者)、名古屋市移動支援事業従事者養成研修	
教育	「ホームヘルパー現任研修」(名古屋市社会福祉協議会)	66名
	「教育センターインクルーシブ教育システム構築と特別支援教育推進講座」 「人権問題講座」	
	梶山女学園大学、慶和幼稚園(2回)、梅森坂幼稚園(2回)、国風第一幼稚園(2回)、桃山小学校、中央高等学校夜間定時制	

区分	派遣先	参加者数
家族	ひきこもり地域支援セミナーひきこもりを考える家族のつどい	15名
その他	ベビーシッター派遣会社職員、家庭・地方裁判所職員、「強度行動障害支援者応用研修」	63名
計	延べ 34回	525名

(3) 情報発信

発達障害への理解を深めてもらうために、様々な情報発信や意識啓発等を目的としたリーフレットの作成・配布を行っている。リーフレット「発達障害の理解のために」は発達障害に関する知識等をコンパクトにまとめてあり、広く研修等の場で配布している。また、診断を受けたばかりの幼児の保護者向けには、障害特性や基本的な対応等をわかりやすく説明した「広汎性発達障害（自閉スペクトラム症）ってなあに？」を、思春期・青年期向けには「自立支援ノート～発達障害のあるあなたへ～」をホームページに掲載している。その他、ホームページ上で研修案内や支援ツールを紹介する等、情報を積極的に発信している。

(4) 関係機関等との連携

個別事例の相談内容に応じて関係機関と連絡調整し、支援のためのネットワークを作るとともに、ライフステージを通して一貫した支援ができるよう取り組んでいる。令和2年度に参加した会議などは以下の表6に示す通りである。（※ 書面での開催を含む。）

表6 参加会議

名古屋市発達障害者支援センター運営連絡会
名古屋市発達障害者支援体制整備検討会
あいち発達障害者支援センター連絡協議会（※書面開催）
愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会 中部北陸ブロック
名古屋市障害者就労支援推進会議（障害者支援課）（※書面開催）
あいち障害者雇用総合サポートデスク関係機関連絡会議
子ども・若者支援地域協議会実務者会議
愛知発達障害者等就労支援連絡協議会（愛知労働局）
東区自立支援協議会児童部会
八事アルコールネット会議
児童相談機関連絡会
司法と福祉の情報交換会
障害者基幹相談支援センター運営・調整会議
昭和区障害者自立支援連絡協議会
ひきこもり支援関係団体連絡会議
発達障害医療ネットワーク連絡協議会（※書面開催）
愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会

(5) 主な事業実施状況

人材育成・普及啓発及び関係機関等との連携について、平成30年度から3年間の実績を表7に示す。

表7 主な事業の実施状況

区	分	実施回数・参加人数	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
関係施設及び関係機関に 対する普及啓発及び研修	センター主催の 研修・講演会	実施回数	18回	26回	17回
		延参加人数	1,251人	809人	905人
	センター共催の 研修・講演会	実施回数	20回	20回	12回
		延参加人数	1,641人	1,515人	759人
	講師派遣・ コンサルテーション	実施回数	72回	60回	34回
		延参加人数	1,807人	2,156人	525人
関係機関等との連携	連絡協議会	実施回数	2回	1回	2回
	調整会議	実施回数	48回	43回	4回
	機関 コンサルテーション	支援実施箇所	2件	1件	8件
個別支援のための調整会議		会議回数	2回	1回	4回

児童福祉センター のご案内



最寄駅

地下鉄：鶴舞線 川名駅 1 番出口 徒歩 12 分

市バス：宮 裏 徒歩 3 分

栄 17 号系統（栄 【吹上経由】 ⇄ 名古屋大学）

八事 12 号系統（千種駅前【川原通経由】 ⇄ 島田一ツ山）

令和 3 年 8 月発行

令和 2 年度版（2020 年度版） 名古屋市児童福祉センター 事業概要 通巻第 54 号

発 行 者 名古屋市児童福祉センター

所 長 浅 井 朋 子

〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町 4 丁目 16 番地

TEL (052) 757-6111 (代)
